

# **椎葉村地域防災計画**

**【風水害等対策編】**

**【水防計画編】**

**（令和3年度改正）**

**令和3年7月**

**椎葉村防災会議**



# 目 次

第1編 総論	1
第1章 総則	3
第1節 椎葉村地域防災計画の目的	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 用語の定義	3
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1節 各機関の実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 住民の責務	19
第3章 村の現況	20
第1節 自然的条件	20
第2節 社会的条件	20
第2編 共通対策編	21
第1章 基本的考え方	23
第1節 基本的考え方	23
第2章 災害予防計画	24
第1節 災害に強いむらづくり	24
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	25
第3節 住民の防災活動の促進	50
第3章 災害応急対策計画	59
第1節 活動体制の確立	59
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	66
第3節 広域応援活動	87
第4節 救助・救急及び消火活動	102
第5節 医療救護活動	106
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	111
第7節 避難収容活動	113
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	132
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	137
第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	143
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動	145
第12節 公共施設等の応急復旧活動	146
第13節 ライフライン施設の応急復旧	148

第14節	被災者等への的確な情報伝達活動	149
第15節	自発的支援の受け入れ	151
第16節	災害救助法の適用	154
第17節	文教対策	161
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興対策</b>	<b>166</b>
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	166
第2節	迅速な現状復旧の進め方	166
第3節	計画的復興の進め方	169
第4節	被災者の生活再建等の支援	170
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	174
<b>第3編</b>	<b>風水害等対策編</b>	<b>177</b>
<b>第1章</b>	<b>災害特性等</b>	<b>179</b>
第1節	基本的考え方	179
第2節	災害履歴	179
<b>第2章</b>	<b>風水害予防対策計画</b>	<b>180</b>
第1節	風水害に強い県土づくり、まちづくり	180
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	183
第3節	住民の防災活動の促進（共通対策編）	187
<b>第3章</b>	<b>風水害応急対策計画</b>	<b>188</b>
第1節	災害発生直前の対応	188
第2節	活動体制の確立	204
第3節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）	205
第4節	広域応援活動（共通対策編）	205
第5節	救助・救急活動	205
第6節	医療救護活動	206
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	206
第8節	避難収容活動（共通対策編）	206
第9節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）	206
第10節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）	206
第11節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）	206
第12節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動（共通対策編）	206
第13節	公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）	206
第14節	ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	206
第15節	被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）	206
第16節	自発的支援の受け入れ（共通対策編）	206

第 17 節	災害救助法の適用（共通対策編）	206
第 18 節	農林水産物応急対策計画	207
第 19 節	雪害対策計画	208
<b>第 4 章</b>	<b>風水害復旧・復興対策</b>	<b>210</b>
第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	210
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	210
第 3 節	計画的復興の進め方（共通対策編）	210
第 4 節	被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	210
第 5 節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	210
<b>第 4 編</b>	<b>道路災害対策編</b>	<b>211</b>
第 1 章	基本的考え方	213
第 1 節	基本的考え方	213
第 2 章	道路災害予防計画	214
第 1 節	道路交通の安全のための情報の充実	214
第 2 節	道路施設等の管理と整備	214
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	214
第 4 節	道路利用者に対する防災知識の普及	216
第 3 章	道路災害応急対策計画	217
第 1 節	発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	217
第 2 節	活動体制の確立	218
第 3 節	交通誘導及び緊急交通路の確保	218
第 4 節	救助・救急及び消火活動（共通対策編）	219
第 5 節	医療救護活動	219
第 6 節	道路施設の応急復旧	219
第 7 節	関係者等への的確な情報伝達活動	219
<b>第 5 編</b>	<b>林野火災対策編</b>	<b>221</b>
第 1 章	基本的考え方等	223
第 1 節	基本的考え方	223
第 2 節	災害履歴	223
第 2 章	林野火災予防計画	224
第 1 節	林野火災に強い地域づくり	224
第 2 節	災害防止のための気象情報等の充実	225
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	226
第 4 節	住民の防災活動の促進	227
第 3 章	林野火災応急対策計画	229

第1節	活動体制の確立	229
第2節	災害情報の収集・連絡	230
第3節	広域応援活動	233
第4節	消火活動及び救急・救助活動	233
第5節	医療救護活動（共通対策編）	238
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	238
第7節	住民等の避難及び救助対策	238
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	239
第9節	二次災害の防止活動	239
<b>第6編</b>	<b>水防計画編</b>	<b>241</b>
第1章	総則	243
第1節	目的	243
第2節	用語の定義	243
第3節	村の水防責任	244
第4節	安全配慮	245
第5節	住民の義務	246
第2章	水防組織と機構	247
第1節	水防本部の機構	247
第2節	水防団（消防団）の組織	247
第3章	水防施設及び輸送	248
第1節	水防倉庫	248
第2節	備蓄資器財	248
第3節	非常輸送	249
第4章	通信連絡及びその系統	250
第1節	通信連絡	250
第2節	情報の伝達系統	250
第5章	重要水防箇所及び水害時の危険箇所	253
第1節	知事が管理する河川の重要水防箇所	253
第2節	その他の水害時危険箇所	254
第6章	洪水予報及び水防警報	255
第1節	洪水予報の種類及び発表基準	255
第2節	水防警報	255
第3節	水防標識と水防信号	259
第7章	水防活動	262
第1節	水防巡視	262

第2節	警戒区域の設定と立ち退きの指示	263
第3節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	264
第4節	水防の解除	265
第8章	協力及び応援	266
第9章	水防訓練等	268
第1節	水防訓練	268
第2節	費用負担と公用負担	268
第3節	水防報告等	270
第10章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	275
第1節	洪水ハザードマップ	275
第2節	予想される水災の危険の周知等	275
第3節	要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画の作成等	275
第4節	浸水被害軽減地区	275





# 第1編 総論



# 第 1 章 総則

## 第 1 節 椎葉村地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、椎葉村防災会議が椎葉村の地域における災害対策に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定することを目的とする。

## 第 2 節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、地震災害対策編については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害等対策編については本村の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、住民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の推進計画については、この計画をもって、これに当てるものとする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

## 第 3 節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 1 基本法   | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。         |
| 2 救助法   | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。           |
| 3 村防災計画 | 災害対策基本法に基づき、椎葉村防災会議が策定した椎葉村地域防災計画をいう。 |
| 4 県防災計画 | 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。 |
| 5 村災対本部 | 災害対策基本法に基づき設置された椎葉村災害対策本部をいう。         |

- |    |              |   |
|----|--------------|---|
| 6  | 村現地災対本部      | 椎葉村災害対策本部の災害現場における本部をいう。  |
| 7  | 村災対本部長       | 椎葉村災害対策本部長をいう。  |
| 8  | 県災対本部        | 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。   |
| 9  | 県災対本部長       | 宮崎県災害対策本部長をいう。  |
| 10 | 地方支部         | 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。   |
| 11 | 地方支部長        | 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。  |
| 12 | 現地災対本部       | 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。  |
| 13 | 現地災対本部長      | 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。   |
| 14 | 宮崎県地震被害想定調査  | 宮崎県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。   |
| 15 | 防災関係機関       | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。  |
| 16 | 避難場所         | 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。  |
| 17 | 指定緊急避難場所     | 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として村長が指定したものをいう。 |
| 18 | 避難所          | 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。  |
| 19 | 指定避難所        | 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として村長が指定したものをいう。   |
| 20 | 要配慮者         | 高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。  |
| 21 | 避難行動要支援者     | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。  |
| 22 | その他の用語については、 | 災害対策基本法の例による。   |

## 第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

### 第1節 各機関の実施責任

#### 1 村

村は、村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

#### 2 県

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に指示、指導、助言等の措置を取るものとする。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

#### 5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 村

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 村災対本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- (8) 給水体制の整備に関する事。
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- (10) 災害危険区域の把握に関する事。
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事。
- (12) 防災知識の普及に関する事。

(災害応急対策)

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事。
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- (17) 災害広報に関する事。
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (19) 復旧資機材の確保に関する事。
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事。

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事。
- (27) 村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
- (28) 義援金品の受領、配分に関する事。

## 2 県（本庁、土木事務所、農林振興局、県税事務所等）

### （災害予防）

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事。
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事。
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。
- (11) 防災知識の普及に関する事。

### （災害応急対策）

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。
- (14) 被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関する事。
- (15) 災害救助法の適用に関する事。
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事。
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事。

### （災害復旧）

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (26) 物価の安定に関する事。
- (27) 義援金品の受領、配分に関する事。
- (28) 災害復旧資材の確保に関する事。
- (29) 災害融資等に関する事。

### 3 宮崎県警察本部（日向警察署（椎葉駐在所）、西都警察署（村所駐在所））

（災害予防）

- (1) 災害警備実施計画に関する事。
- (2) 通信確保に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 災害装備資機材の整備に関する事。
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- (7) 防災知識の普及に関する事。

（災害応急対策）

- (8) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (9) 被害実態の把握に関する事。
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。
- (11) 行方不明者の調査に関する事。
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関する事。
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事。
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事。
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。
- (17) 広報活動に関する事。
- (18) 死体の見分・検視に関する事。

#### 【指定地方行政機関】

### 4 九州管区警察局

（災害予防）

- (1) 警備計画等の指導に関する事。

（災害応急対策）

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
- (4) 他の管区警察局との連携に関する事。
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- (7) 警察通信の運用に関する事。
- (8) 津波予報の伝達に関する事。



〔宮崎県情報通信部〕

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事。
- (2) 他の県情報通信部との連携に関する事。
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
- (4) 警察通信運用に関する事。

## 5 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事。
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事。

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事。
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。

## 6 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

## 7 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関する事。
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事。
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事。

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事。
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事。
- (6) 応急用食料の調達・供給に関する事。
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事。

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事。
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事。

- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事。
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関する事。
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事。
- (13) 技術者の緊急派遣等に関する事。

[九州農政局宮崎地域センター]

(災害予防)

(災害応急対策)

- (1) 災害時における応急用食料の供給・支援に関する事。

## 8 九州森林管理局（宮崎森林管理署・宮崎北部森林管理署）

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事。
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関する事。
- (4) 災害対策用材の供給に関する事。

(災害復旧)

- (5) 復旧対策用材の供給に関する事。

## 9 九州経済産業局

(災害予防)

- (1) 地盤沈下の防止に関する事。
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事。
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事。
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。

(災害復旧)

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事。
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事。

## 10 九州産業保安監督部

(災害予防)

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事。

- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事。
  - (3) 鉱山の保安に関する指導監督に関する事。
  - (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
- (災害応急対策)
- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事。
  - (6) 鉱山における応急対策の指導監督に関する事。

## 11 九州運輸局（宮崎運輸支局）

(災害予防)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事。
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事。
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事。
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事。
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事。
- (7) 緊急輸送命令に関する事。

## 12 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

## 13 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関する事。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信の統制、管理に関する事。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。

- (6) 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事。

#### 14 宮崎労働局（延岡労働基準監督署）

（災害予防）

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関する事。
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関する事。

（災害補償対策）

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関する事。

（災害応急対策）

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏洩、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事。
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関する事。

#### 15 九州地方整備局（延岡河川国道事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について、次の措置を取る。

（災害予防）

- (1) 気象観測通報についての協力に関する事。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関する事。
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関する事。
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事。
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事。
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関する事。

（災害応急対策）

- (8) 洪水予報の発表及び伝達に関する事。
- (9) 水防活動の指導に関する事。
- (10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (11) 災害広報に関する事。
- (12) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事。

（災害復旧）

- (13) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。

（その他）

- (14) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事。

## 16 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）

（災害予防）

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

（災害応急対策）

- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

### 【指定公共機関】

## 17 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局、松尾郵便局、上椎葉郵便局）

（災害応急対策）

- (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。

## 18 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

（災害予防）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

（災害応急対策）

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信に関すること。
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

## 19 日本銀行（宮崎事務所）

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること。

## 20 日本赤十字社（宮崎県支部）

（災害予防）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

（災害応急対策）

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事。

## 21 日本放送協会（宮崎放送局）

（災害予防）

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。

（災害応急対策）

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6) 災害時における広報に関する事。

（災害復旧）

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

## 22 日本通運株式会社（宮崎支店）

（災害予防）

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。

（災害応急対策）

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

（災害復旧）

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事。

## 23 九州電力株式会社（宮崎支社、上椎葉発電所、岩屋戸発電所）

（災害予防）

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。
- (2) ダムの管理に関する事。

（災害応急対策）

- (2) 災害時における電力の供給確保に関する事。

（災害復旧）

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。

### 【指定地方公共機関】

## 24 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関する事。
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関する事。
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する事。

## 25 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における報道の確保対策に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の報道周知に関する事。
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (5) 災害時における広報に関する事。

(災害復旧)

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。

## 26 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事。

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事。

## 27 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6) 災害時における広報に関する事。

(災害復旧)

(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

## 28 宮崎県医師会（日向市郡医師会）

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

## 29 宮崎県歯科医師会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。

## 30 宮崎県薬剤師会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。

## 31 宮崎県看護協会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。

## 32 宮崎県LPガス協会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

## 33 宮崎県管工事協同組合連合会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。

## 34 宮崎県警備業協会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。

## 35 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策に関すること。



**36 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ**

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること。
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (6) 災害時における広報に関すること。

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

**【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】**

**37 日向農業協同組合（椎葉支店）**

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。

**38 耳川広域森林組合（椎葉支所）**

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。

**39 椎葉村漁業協同組合**

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 県、村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること。

**40 商工会議所、商工会等の商工業関係団体**

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。

- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

#### 41 椎葉村国保病院の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (5) 災害時における死体の移送管理に関する事。

#### 42 特別養護老人ホーム平寿園の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。

#### 43 小中学校の学校長

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練に関する事。
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関する事。

#### 44 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 安全管理の徹底に関する事。
- (2) 防護施設の整備に関する事。

#### 45 地域婦人連絡協議会、青年団連絡協議会等の社会教育関係団体

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 救助活動への協力に関する事。
- (2) 災害復旧活動への協力に関する事。

#### 46 地区区長

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害情報の収集及び報告に関する事。
- (2) 救援物資の配給に関する事。
- (3) 死体の捜索及び救助への協力に関する事。

#### 47 各区・集落

(災害予防)

(1) 平常時における地域内の防災対策の推進に関する事。

(災害応急対策)

(2) 災害時における地域内の防災対策、被災箇所調査の推進に関する事。

(3) 村が実施する災害応急対策への協力に関する事。

#### 48 椎葉村消防団

(災害予防)

(1) 団員能力の維持・向上に関する事。

(2) 村及び区・集落の行う防災対策への協力に関する事。

(災害応急対策)

(3) 災害の情報の収集・伝達に関する事。

(4) 消防活動に関する事。

(5) 救急・救助活動に関する事。

(6) 避難活動に関する事。

(7) 行方不明者の捜索に関する事。

(8) その他本部長が指示する災害応急対策に関する事。

#### 49 椎葉村社会福祉協議会

(災害予防)

(1) 要配慮者対策に関する事。

(2) 村及び区・集落の行う防災対策への協力に関する事。

(災害応急対策)

(3) 要配慮者の災害応急対策に関する事。

(4) 災害ボランティアセンターに関する事。

### 第3節 住民の責務

基本法の平成7年の改正により「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない(基本法第7条第2項)」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

## 第3章 村の現況

### 第1節 自然的条件

本村は、宮崎県の西北部九州山脈の中央部に位置し、東は諸塚村、美郷町西郷区、南は美郷町南郷区、西米良村、西都市、北は五ヶ瀬町に、その他はすべて熊本県に接している。東西 27km、南北 33km、総面積 537.29 km<sup>2</sup>の広がりを持つ、宮崎県最大の面積の村である。全体の約 96%は山林で占められており、国見岳、市房山など九州屈指の秀峰をはじめ、標高 1,000m を超える山岳が数十を数えるほどの山岳重畳の地である。これらを分水界として、耳川、小丸川、一ツ瀬川の県内屈指の河川が村内に源を発し、急流であるため、豊富な水量と落差を利用する全国有数の発電源となっている。

この三大河川及びその支流に沿った傾斜地にわずかな耕地が点在し、農林業を主業とする集落を形成している。地質的には、その大部分が中世古代四万十層に属し、砂石粘板岩、千枚岩が多く、これらの層は北東から南西に並走しており、一部は秩父古生層があり、多量の石灰岩が埋蔵されているほか、マンガン、銅が戦前から戦後にかけて産出された。

椎葉村は、年間平均雨量 2,800 mm 前後、平均気温 15°C の冷涼多雨多湿の地である。九州の屋根に位置するため、道路以外の交通手段がなく、役場のある上椎葉から国道 265 号線で山都町、五ヶ瀬町や南の西米良村、熊本県の水上村へ出る道路、国道 327 号線で諸塚村、国道 388 号線で美郷町南郷区に出る道路が主要な交通路である。宮崎市へは、国道 327 号線を経て、日向市より国道 10 号線に出るケースと、国道 388 号線で美郷町南郷区へ至るなどのいくつかのケースが考えられる。

平成 8 年に椎葉村と五ヶ瀬町の境の国見峠に長さ 2,777m の国見トンネルが開通し、椎葉～五ヶ瀬間 1 時間以内が実現した。また、日向市への国道も徐々に整備されており、年々生活圏が拡大している。

### 第2節 社会的条件

本村の人口の推移は、年々転出による人口減少が依然続いている。平成 27 年の世帯数は 1,128、人口は 2,808 人である（国勢調査）。村の地区は、下福良、不土野、大河内、松尾の 4 つの大字に分けられるが、このうち下福良に人口が集中している。若年層の人口の減少が著しく、逆に 65 歳以上の単身世帯が増加する傾向にあり、これが避難行動要支援者の増加となっている。

村内の従業者数は継続的に減少しており、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間では 83 人の減少となった。この間、第一次産業従業者は増加したが、その他産業従業者が減少した（国勢調査）。

## 第 2 編 共通対策編



# 第 1 章 基本的考え方

## 第 1 節 基本的考え方

本編は、村防災計画の「第 3 編 風水害等対策編」、「第 4 編 道路災害対策編」、「第 5 編 林野火災対策編」「第 6 編 水防計画編」に共通する事項を定めるものとする。

第 3 編から第 6 編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強いむらづくり

#### 第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

##### 1 道路施設

###### (1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

###### (2) 道路ネットワークの確保

ア 村の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

イ 村の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 村の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

###### (3) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設の整備を図る。

###### (4) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

#### 第2款 ライフライン施設の機能確保

##### 1 簡易水道施設の整備

村は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の耐震化
- ④ 安全性の高い水道システムの構築



## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

#### 1 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

村は、被害状況等の把握及び被害調査について、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

#### 2 防災行政無線の整備

第8款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載。

#### 3 通信訓練、研修会の実施等

村は、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

### 第2款 活動体制の整備

#### 1 組織体制の整備

##### (1) 組織体制の整備

村は、基本法第16条に基づき、椎葉村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性に対応した村防災計画を作成し、対策推進を行う。

##### (2) 村の業務継続計画（BCP）の策定

村は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

##### (3) 防災関係機関の組織体制整備

村の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を

図るため、自らの組織を整備するとともに、村等との連携を密にする。

## 2 初動体制確立への備え

### (1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

村は、災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、その周知徹底を図る。

### (2) 参集時の交通手段の検討

村は、大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

### (3) 情報伝達手段の確保

村は、職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、気象情報提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話の利用等を検討する。

### (4) 訓練による周知徹底

村は、検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

### (5) 行動要領（マニュアル）の作成

村の各部署は、村防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、村防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

総務課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備に努める。

### (6) 村災対本部職員用物資の確保

村災対本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努めるものとする。

### (7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

村の各部署は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

### (8) 応急対策全般への対応力の強化

村は、応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を生かせるような

仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

### 3 災害対策中枢拠点施設の整備

#### (1) 防災活動拠点の整備

村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

### 4 航空消防防災体制の整備

#### (1) 航空消防防災体制の整備

村は、防災救急ヘリコプターの利用に当たり、県や関係機関との連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努める。

### 5 広域応援体制等の整備充実

#### (1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模地震発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、村においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

#### (2) 市町村間の相互協力体制の整備

村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

#### (3) 村、県と自衛隊等との連携体制の整備

村及び県は、大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ、国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

### 6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

村は、大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うため、緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1箇所選定しておくものとする。

## 7 アクセス整備

村は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

### 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

#### 1 出火防止体制の整備

##### (1) 一般家庭に対する指導

村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水の汲み置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

##### (2) 事業所等に対する指導

ア 村は、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

##### (3) 消防同意制度の活用

村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

##### (4) 防災物品の普及及び管理指導

村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない

い防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(5) 火災予防条例の活用

村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した「椎葉村火災予防条例」を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、大規模集客施設等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(6) 火災予防運動の実施

村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、宮崎県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

## 2 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが必要であり、県及び村は今後とも非常備の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、常備消防の広域化を検討する。

(3) 常備消防力の充実強化

村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、村の区域における消防の責任を十分に果たすため「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防施設を設置し、消防ポンプ自動車を配置するものとする。

イ 初動及び活動体制を確保するため、消防施設の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム、非常用電源設備等及び個人装備等の整備を進める。

ウ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、村は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

エ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在であることから、村は、消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

(5) 消防団員の教育訓練

村は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ、派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

### 3 消防水利の確保

(1) 村は、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールの保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

### 4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

イ 救急業務の高度化を図るための研修・教育の早急かつ計画的な実施

ウ 医療機関との連携強化

エ 住民に対する応急手当法の普及・啓発

(2) 救助体制の整備

ア 村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、崖崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 村は、消防団、区及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、村は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

## 5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

### (1) 要配慮者の把握

区や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握しておくものとする。

### (2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### (3) 救助・応急手当能力の向上

#### ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バー、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、村は、こうした地域の取組みを支援する。

#### イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。村は、その指導助言に当たるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、村は、住民に対する応急手当方法の普及・啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を図る。

## 第4款 緊急輸送体制の整備

### 1 緊急輸送道路ネットワークの整備

#### (1) 緊急輸送道路の整備

村は、県から指定された緊急輸送道路の耐震強化など、緊急輸送道路の整備に努

める。

## 緊急輸送道路ネットワーク計画図

### 【第1次緊急輸送道路ネットワーク】

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

### 【第2次緊急輸送道路ネットワーク】

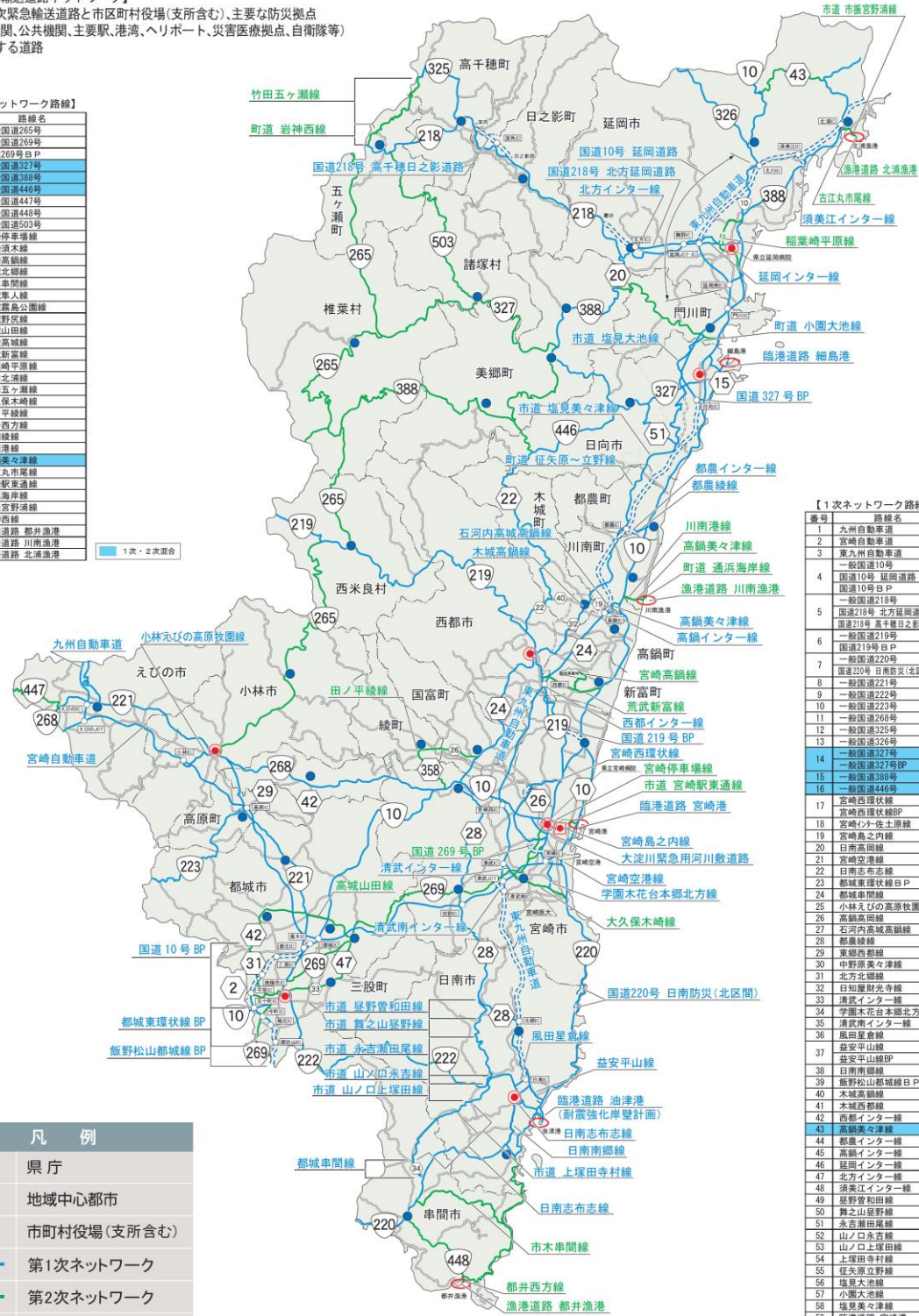
第1次緊急輸送道路と市区町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

#### 【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
3	一般国道327号
4	一般国道388号
5	一般国道446号
6	一般国道447号
7	一般国道449号
8	一般国道503号
9	宮崎停車場線
10	宮崎浜木線
11	宮崎高鍋線
12	都城北線
13	市木串間線
14	都城車線
15	都城露島公園線
16	都城野原線
17	高城山田線
18	三股高城線
19	荒武高城線
20	稲葉崎平原線
21	北川北浦線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	田ノ平線
25	都井西方線
26	高岡線
27	川南津線
28	高鍋美々津線
29	古江丸市尾線
30	宮崎駅東通線
31	通高海岸線
32	市道宮野浦線
33	岩神西線
34	漁港道路 都井漁港
35	漁港道路 川南漁港
36	漁港道路 北浦漁港

■ 1次・2次混合

### 緊急輸送道路ネットワーク計画図



#### 【1次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	国道10号 延岡道路
5	国道10号B P
6	一般国道218号
7	国道218号 高千穂日之影道路
8	一般国道219号
9	国道219号B P
10	一般国道220号
11	国道220号 日南防災(北区域)
12	一般国道221号
13	一般国道222号
14	一般国道223号
15	一般国道224号
16	一般国道225号
17	一般国道226号
18	一般国道227号
19	一般国道228号
20	一般国道229号
21	一般国道230号
22	一般国道231号
23	一般国道232号
24	一般国道233号
25	一般国道234号
26	一般国道235号
27	一般国道236号
28	一般国道237号
29	一般国道238号
30	一般国道239号
31	一般国道240号
32	一般国道241号
33	一般国道242号
34	一般国道243号
35	一般国道244号
36	一般国道245号
37	一般国道246号
38	一般国道247号
39	一般国道248号
40	一般国道249号
41	一般国道250号
42	一般国道251号
43	一般国道252号
44	一般国道253号
45	一般国道254号
46	一般国道255号
47	一般国道256号
48	一般国道257号
49	一般国道258号
50	一般国道259号
51	一般国道260号
52	一般国道261号
53	一般国道262号
54	一般国道263号
55	一般国道264号
56	一般国道265号
57	一般国道266号
58	一般国道267号
59	一般国道268号
60	一般国道269号
61	一般国道270号
62	一般国道271号

凡例	
■	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
---	第1次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
---	第2次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307 km (62路線)
2次ネットワーク路線延長	563 km (36路線)
総路線延長	1870 km (94路線)
※1次・2次混合(4路線)	



## 2 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両等の確保

### (1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

村は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、村道の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

## 第5款 避難収容体制の整備

### 1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

#### (1) 避難計画の策定

村は、次の事項に留意して、避難計画を検討するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を計画するものとする。なお、村は、躊躇なく避難情報等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

ア 避難指示を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）飲料水の供給

（イ）炊き出しその他による食品の供給

（ウ）被服寝具その他生活必需品の給与

（エ）負傷者に対する応急救護

（オ）要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

## (2) 避難対象地区の指定

村は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

## (3) 避難所運営マニュアルの策定

村は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

## 2 避難所、避難路の確保

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

### (2) 指定避難所

村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定しておくものとする。また、村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- オ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図っておくこと。
  - (ア) 隣接する町村の公共施設等の利用
  - (イ) 企業や個人が保有する施設等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- キ 村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- ク 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

## (2) 避難路の確保

村は、村内の国・県・村・林道すべてを避難路とし、特にバス路線などの沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

## 3 避難所等の広報と周知

村は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、

村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の広報

村は、避難所として指定した施設について、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し、周知徹底を図るとともに、住民等に分かりやすいよう避難所の表示を行う。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

村は、住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるため、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(4) 災害危険区域の広報

村は、地震時の土石流、地すべり、山・崖崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

#### 4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて、補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行

い、施設管理者等の対策を促進する。

また、村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

#### (2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を図るものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。

また、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

### 5 応急仮設住宅の供与体制の整備

村は、次の事項に留意し、応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

#### (1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設用地を選定し、検討しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

#### (2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上水道、し尿処理機能、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

#### (3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと。

#### (4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結して

おくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

## 第6款 計画的な備蓄の推進

### 1 村民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭による備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。

このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 区等（自主防災組織を含む。）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、区等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

## 2 村による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 村の役割

村は、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(2) 備蓄する品目

村は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品や避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア 村は、可能な限り物資の運搬が容易な郡域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

## 第7款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

### 1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。

(ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

#### イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

#### (2) 応急給水・応急復旧体制の整備

村は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧体制の整備を計画的に実施する。

また、応急給水・復旧に必要な事項は、職員に周知徹底しておくものとする。なお、村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

体制の整備に必要な事項は、概ね次のとおりとする。

#### ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

#### イ 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

#### ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3リットル/人日
- ・7日目まで 20リットル/人日
- ・14日目まで 100リットル/人日
- ・15日から28日目まで 250リットル/人日
- ・29日目以降 通常通水

#### エ 応急供給拠点の設定



応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受け入れ・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整のうえ、整備を行う。

ク 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整のうえ、公的施設等を利用して整備する。

緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

## 2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

### (1) 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して、速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子ども、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具  
就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・外衣  
ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
- ・肌着  
男女下着、子供下着等
- ・身の回り品  
タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
- ・食器、日用品  
食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等
- ・その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備える。

(3) 村民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

県及び村や防災関係機関が連携し、村民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、村民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(4) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(5) 県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

## 第8款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

### 1 防災行政無線等の整備

#### (1) 防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：地震情報や災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

村は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備を推進する。

#### (2) 消防無線整備の推進

村は、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防無線の整備を推進する。

#### (3) 多様な手段の整備

村は、被災者等への情報伝達手段として、やまびこ通信、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

### 2 広報体制の整備

(1) 村は、取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 村は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

### 3 被災者からの問合せに対する体制の整備

(1) 村は、住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

(2) 村は、有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(3) 村は、インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

## 第9款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

### 1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

#### (1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とすること。

#### (2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

#### (3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

#### (4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

#### (5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全で速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

#### (6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めること。

#### (7) 村への協力

村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

## (8) 村の連携体制の整備

村は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

## 2 避難行動要支援者の救護体制の整備

村は、要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し、体制を整備する。

### (1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア 市町村地域防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

イ 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

ウ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿管理の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておくこと。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を検討するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を検討しておくこと。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

### 3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の状況の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

村は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、村は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

#### ウ 外国人への行政情報の提供

村は、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

#### エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

#### オ 語学ボランティアの確保

村は、外災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

## 第 10 款 防災関係機関の防災訓練の実施

### 1 防災訓練の実施

次の訓練については、関係機関と連携して実施するものとする。

#### (1) 水防訓練

- ア 観測訓練（水位、雨量、気象情報システム）
- イ 通報訓練（電話、無線、操作、伝達）
- ウ 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- エ 輸送訓練（資材、機材、人員）
- オ 工法訓練（各水防工法）
- カ 避難・立退訓練（危険区域居住者の避難）
- キ その他
- ク 訓練実施時期（5月～8月）

#### (2) 消防訓練

村は、消防関係機関と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の

関連した訓練と合わせて行う。

(3) 避難訓練

村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

(5) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(6) 広域防災訓練

村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

## 2 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、事業所その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的を実施するものとする。

また、地域の一員として、村、消防団及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村をはじめ、防災関係機関は、



防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

### 3 防災訓練の検証

村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ、防災対策の改善措置を講じる。

## 第11款 災害復旧・復興への備え

### 1 各種データの保存・整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

### 2 り災証明書発行体制の整備

村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

### 3 被災者台帳支援システムの整備

村は、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

### 4 防災資機材等の備蓄

#### (1) 救助物資の備蓄、整備

村は、災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資器材

ア 水防管理団体（村）は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は、村地域防災計画に記載しているとおりである。

ウ 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、水防管理者は県土木事務所長に対し県の備蓄資材の使用を要請できる。なお県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は、宮崎県水防計画書に記載しているとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

村は、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

### 第3節 住民の防災活動の促進

#### 第1款 防災知識の普及

##### 1 住民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

村は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 日常生活に密着した啓発の実施

村は、災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、次の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、村ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し、内容の充実を図る。

イ その他のメディアの活用

(ア) テレビ局、11c hの番組の活用

(イ) 普及啓発用映像の制作、貸出

(ウ) インターネットの活用

(3) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、村の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

## 2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

小中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるように努める。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

## 3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

## 4 観光客等への広報

村は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

## 5 相談窓口の設置

村は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

## 第2款 自主防災組織等の育成強化

### 1 活動カバー率の向上と活動支援

#### (1) 活動カバー率の向上

##### ア 自主防災組織の結成

村は、既存の自主防災組織に加え、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

##### イ 普及・啓発活動の実施

村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

##### ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

#### (2) 自主防災組織への活動支援

村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、村は、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

(自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：A E D、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、パール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

### (3) リーダーの育成

村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

## 2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

## 3 事業所防災活動の推進

### (1) 事業所の防災活動の推進

#### 【事業所・企業】

#### ア 事業所防災体制の強化

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

#### イ リスクマネジメントの実施

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安

全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、の防災活動の推進に努めるものとする。

#### ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及び村が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

#### エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

### 【村】

#### ア 企業の防災力の向上に係る支援

村は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### イ 事業継続力強化支援計画の策定

村は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

#### (2) 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等

の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

### 第3款 ボランティアの環境整備

#### 1 活動促進のための拠点機能の充実

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる村ボランティアセンター（村福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

#### 2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部署が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強化する。また、県社会福祉協議会の協力のもと、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、地域を超えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、災害時におけるボランテ

ィアの受け入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

#### ア 村社会福祉協議会における業務

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要配慮者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

#### イ 県社会福祉協議会における業務

(ア) 現地本部の支援

- ・全国からのボランティアの登録と派遣
- ・全国からの支援の受け入れと被災者への提供
- ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受け入れ

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

#### (4) ボランティアの養成・登録等

##### ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、村社会福祉協議会は、平常時から企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

##### イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

村社会福祉協議会は、災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

##### ウ ボランティア研修の実施

村社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。



## エ ボランティアの登録

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

## (5) ボランティアの活動環境の整備

### ア ボランティア活動の普及・啓発

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

### イ ボランティアの活動拠点等の整備

村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

### ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら、災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

### エ ボランティアコーディネーターの配置

村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

### オ ボランティア保険への加入促進

村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

### カ 災害廃棄物の処理体制の整備

村社会福祉協議会は、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## (6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

## 2 地域安全活動ボランティアの体制整備

### (1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、村は、平常時から危険箇所の点検、ひとり暮らし高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

### (2) 地域安全活動ボランティアの育成

村は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

## 第4款 地区防災計画の策定

村防災計画は、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同で行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

## 第5款 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 活動体制の確立

##### 1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制を取る。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

##### 2 災害警戒本部の設置

村災対本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

##### 3 村災対本部の設置

###### (1) 村災対本部の設置基準

村災対本部の設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

###### (2) 村長の職務の代理

村災対本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る村長の職務に関して、村長に事故があるとき又は村長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第1順位 副村長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

##### 4 村災対本部の組織等

村災対本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

村災対本部の構成については、次のとおりとする。

椎葉村災害対策本部組織表



椎葉村災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 項
総務対策部	防 災 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に関する事。</li> <li>2 消防団に関する事。</li> </ol>
	行 政 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関する事。</li> <li>2 本部会議に関する事。</li> <li>3 防災会議その他関係機関との連絡等に関する事。</li> <li>4 自衛隊の災害派遣に関する事。</li> <li>5 関係機関に対する協力要請に関する事。</li> <li>6 災害関係文書、物品の受理、配布発送に関する事。</li> <li>7 災害応急対策に関する事。</li> <li>8 災害対策本部、各部との連絡調整に関する事。</li> <li>9 災害調書の作成及び報告に関する事。</li> <li>10 県地方支部及び地区対策部への情報に関する事。</li> <li>11 警報等の伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>12 総務対策部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	財 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の整備及び庁舎停電の対策に関する事。</li> <li>2 村有施設の災害対策に関する事。</li> <li>3 応急輸送に関する事。</li> <li>4 災害対策の予算及び資金に関する事。</li> <li>5 被害住宅の復興資金に関する事。</li> <li>6 被災世帯の調査に関する事。</li> <li>7 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。</li> <li>8 災害全般の事前対策及びその処置に関する事。</li> </ol>
	情 報 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報及び消防情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 自主防災組織等からの情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>3 被害状況の収集等に関する事。</li> <li>4 ケーブルネットワークや携帯電話等の通信に関する事。</li> <li>5 村内外やマスコミからの問い合わせに関する事。</li> </ol>
	商 工 観 光 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光業に対する融資に関する事。</li> <li>2 商工観光業の被害調査に関する事。</li> <li>3 商工観光業の提供可能物資の把握に関する事。</li> </ol>

部 名	班 名	分 掌 事 項
住 民 対 策 部	福 祉 班	1 災害救助に関すること。 2 社会福祉施設の災害に関すること。 3 住民対策部内の連絡調整に関すること。 4 義援品の受付・保管・配分に関すること。 5 ボランティアとの連携及び支援に関すること。 6 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 7 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 8 要援護者に関すること。 9 避難所の開設・運営に関すること。
	保 健 予 防 班	1 災害時の食品衛生に関すること。 2 災害時の防疫に関すること。 3 病院との連絡調整に関すること。 4 保健センターの維持管理に関すること。 5 被災者の支援に関すること。
	ほ け ん 班	1 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 特別養護老人ホームに関すること。
	住 民 班	1 環境衛生清掃に関すること。 2 廃棄物、ごみに関すること。 3 被災者の確認及び行方不明者の捜索に関すること。 4 戸籍、住民記録に関すること。
	税 務 班	1 被災納税者の調査に関すること。 2 被災納税者の減免等に関すること。 3 住民対策部内の補佐 4 建設対策部・施設班の補佐
	地 籍 班	1 住民対策部内の補佐 2 建設対策部・施設班の補佐

部 名	班 名	分 掌 事 項
経 済 対 策 部	農 業 班	1 農地、農作物及び農業用施設の災害対策に関すること。 2 農地、農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。 3 被害農家の営農指導に関すること。 4 被災農漁家の災害融資に関すること。 5 水産物及び水産施設の被害調査に関すること。
	林 業 班	1 治山施設の災害対策に関すること。 2 治山施設の被害調査に関すること。 3 村有林の被害調査に関すること。 4 林業団体との連絡調整に関すること。 5 林産物及び林産施設の災害対策に関すること。 6 貯木、流木の災害対策に関すること。 7 林産物の被害調査に関すること。 8 被災林業者に対する融資に関すること。
	畜 産 班	1 家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。 2 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。
建 設 対 策 部	道 路 班	1 道路、河川等の公共施設の災害対策に関すること。 2 道路、河川等の公共施設の被害調査に関すること。 3 水防に関すること。 4 土木、林務関係機関との連絡調査に関すること。 5 建築物の災害対策に関すること。 6 建築物の被害調査に関すること。
	施 設 班	1 簡易水道施設に関すること。 2 生活水に関すること。 3 間柏原発電所に関すること。 4 公営住宅に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 項
文 教 対 策 部	学 校 教 育 班	1 教育施設の災害対策に関すること。 2 教育施設の被害調査に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 災害時の学校給食に関すること。 6 教育関係義援金品の受付に関すること。 7 文教対策部内の連絡調整に関すること。
	社 会 教 育 班	1 社会教育施設の災害対策に関すること。 2 社会教育施設の応急に関すること。 3 文化財の被害調査に関すること。 4 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関すること。
医 療 対 策 部	医 事 班	1 災害時の医療、病院の維持に関すること。 2 医療施設の災害対策に関すること。 3 医療施設の被害調査に関すること。
出 納 対 策 部	会 計 班	1 義援金の受付保管に関すること。 2 災害時における支出に関すること。
議 会 対 策 部	議 会 班	1 議会議員の動向に関すること。
消 防 団		1 消防団活動に関すること。



(1) 村災対本部長等

村災対本部長は村長、副本部長は副村長をもって充てるものとする。

(2) 村災対本部会議

村災対本部に災害対策本部会議を置き、各課長をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意志決定機関とする。

(3) 村災対本部室及び行政班室の設置場所

村災対本部会議の開催、各班との連絡調整を円滑に行うため、村災対本部会議室を会議室に、行政班室を総務課内に設置する。

村災対本部室及び行政班室を所定の場所に設置できない場合、村災対本部長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

## 第2款 職員の参集及び動員

### 1 職員の自主参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
- (3) その他応急対策に関する業務に従事するものとする。

### 2 職員の動員

(1) 動員の指示

村長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

村長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報をあわせて伝達するものとする。

### 3 職員の対応

#### (1) 職員の登庁

職員は、災害が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた場所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

災害の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的に情報収集に当たるものとする。

#### (2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

#### (3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

### 4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

### 5 県等への報告・通報

村は、村災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県（県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班）にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1款 災害情報の収集・連絡

#### 1 被害状況の早期把握

災害発生直後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であることから、村は、これらの情報を迅速かつ的確に把握するものとする。

#### 2 第1次情報等の収集

##### (1) 各機関の報告に基づく概況把握

村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

## (2) 調査項目

重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防団の配置）
- イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- ウ 道路の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

## (3) その他の手段による情報の収集

### ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

### イ テレビからの情報収集

テレビを視聴し、情報を収集する。

### ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

### エ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

## (4) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、村、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、村に連絡するものとする。また、村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

### 3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び村災害対策本部に連絡する。県及び村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

#### (1) 被害情報等の伝達手段

村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

#### (2) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

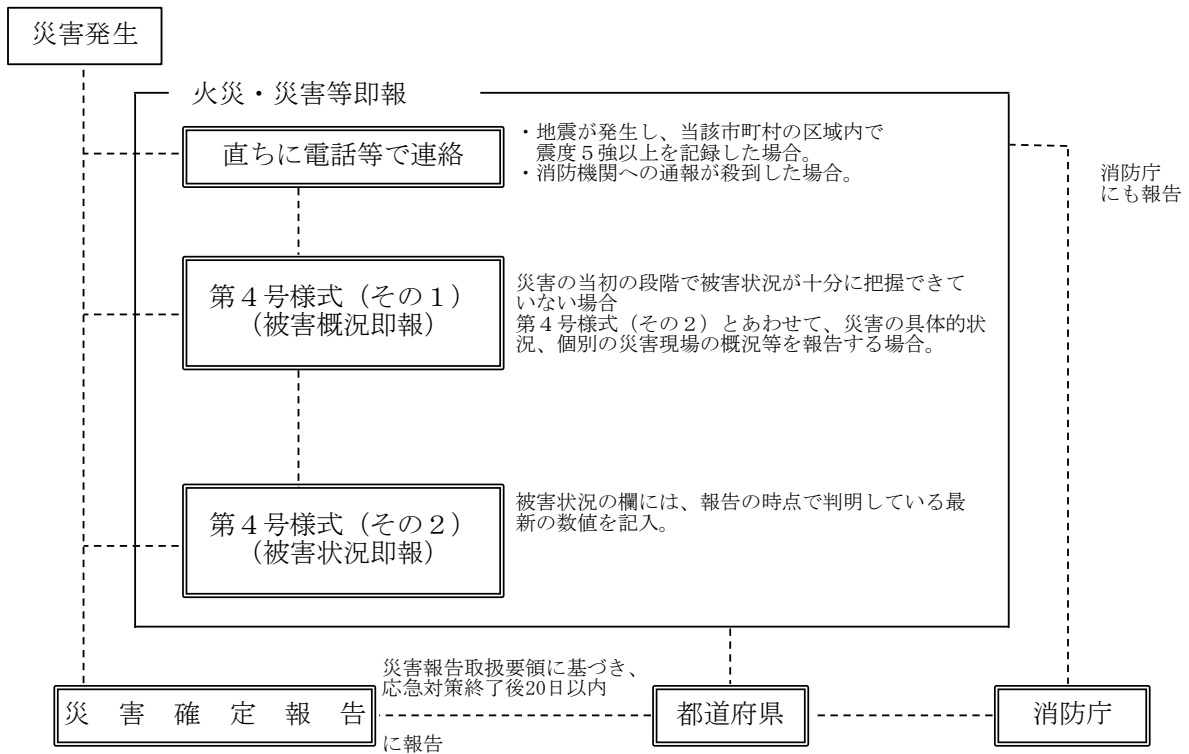
##### ア 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

##### イ 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
報告先 消防署	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線) 90-49013 90-49033 (FAX)	(消防防災無線) 90-49012 90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<第4号様式—その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

(参考) 災害概況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		そ の 他	田	流失・埋没 冠 水	ha
	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没 冠 水	ha
報告者名					文教施設	箇所
	区分		被害	病院	箇所	
人的被害	死 者 人		道路	箇所		
	行方不明者 人		橋りょう	箇所		
	負傷者	重 傷 人	河川	箇所		
		軽 傷 人	港湾	箇所		
住家被害	全 壊 棟		砂防	箇所		
	世帯		清掃施設	箇所		
	人		崖くずれ	箇所		
	半 壊 棟		鉄道不通	箇所		
	世帯		被害船舶	隻		
	人		水道	戸		
	一 部 破 損 棟		電話	回線		
	世帯		電気	戸		
	人		ガス	戸		
	床上浸水 棟		ブロック塀等	箇所		
	世帯					
	人					
非住家	床上浸水 棟		り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯		り 災 者 数	人		
	人		火災発生	建 物 件		
公 共 建 物 棟			危 険 物 件			
そ の 他 棟			そ の 他 件			



区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適用市町村名	市町村			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
			計	団体			
他	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円				消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
考	災害の種類・概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>						

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村毎に、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

- ・ 消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況 など

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

表－２ 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	

被害区分	判定基準
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

### (3) 情報収集・伝達活動

ア 村は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める

ものとする。

なお、確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行うものとする。

(ア) 村災対本部が設置されたとき。

(イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

(エ) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部に直接連絡を取るものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後、速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 消防庁への直接報告

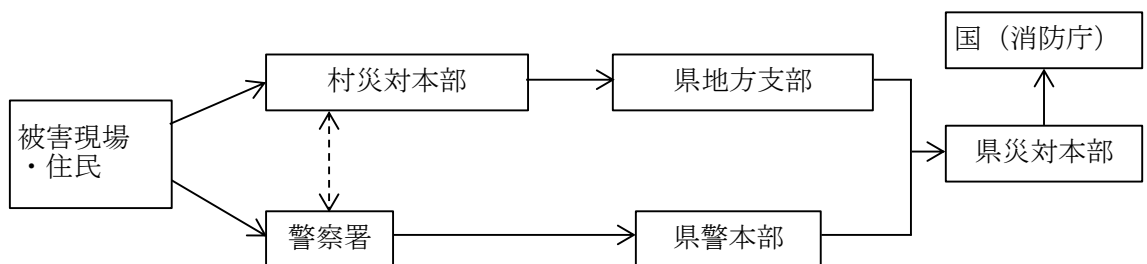
(ア) 地震が発生し、村の区域内で震度 5 強以上を記録したものについては、第 1 報を直接消防庁へ原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

(イ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

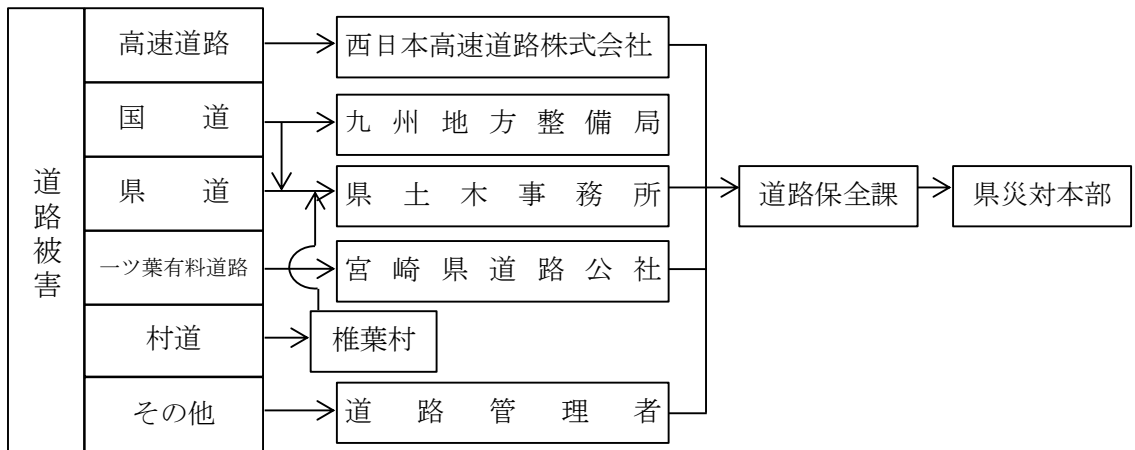
(4) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

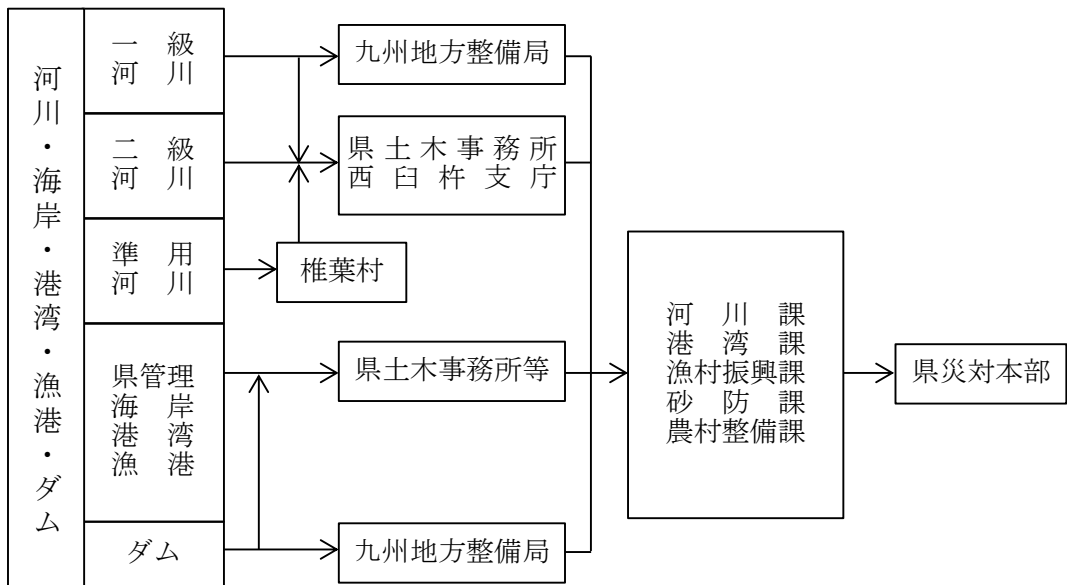
ア 情報収集・伝達系統 1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



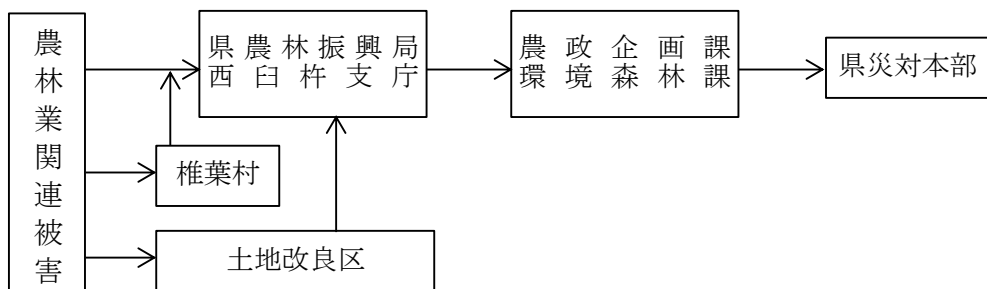
イ 情報収集・伝達系統 2 (道路被害)



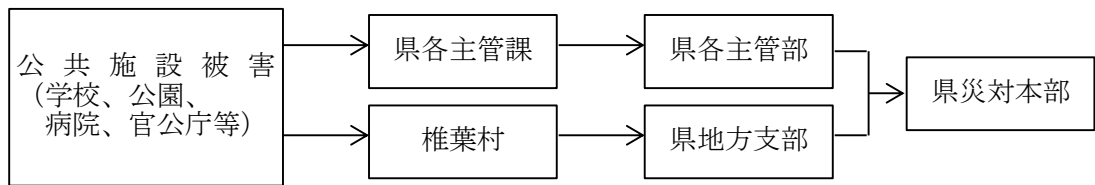
ウ 情報収集・伝達系統 3 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



エ 情報収集・伝達系統 4 (農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



#### オ 情報収集・伝達系統5（その他公共施設）



#### 4 被害状況等の集約

村災対本部は、被害状況等の情報を集約し、取りまとめる。

#### 5 住民への広報

##### (1) 広報活動

##### ア 広報内容

##### (ア) 被災地住民等に対する広報内容

村は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所（福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

##### (イ) 被災地外の住民に対する広報内容

村は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災

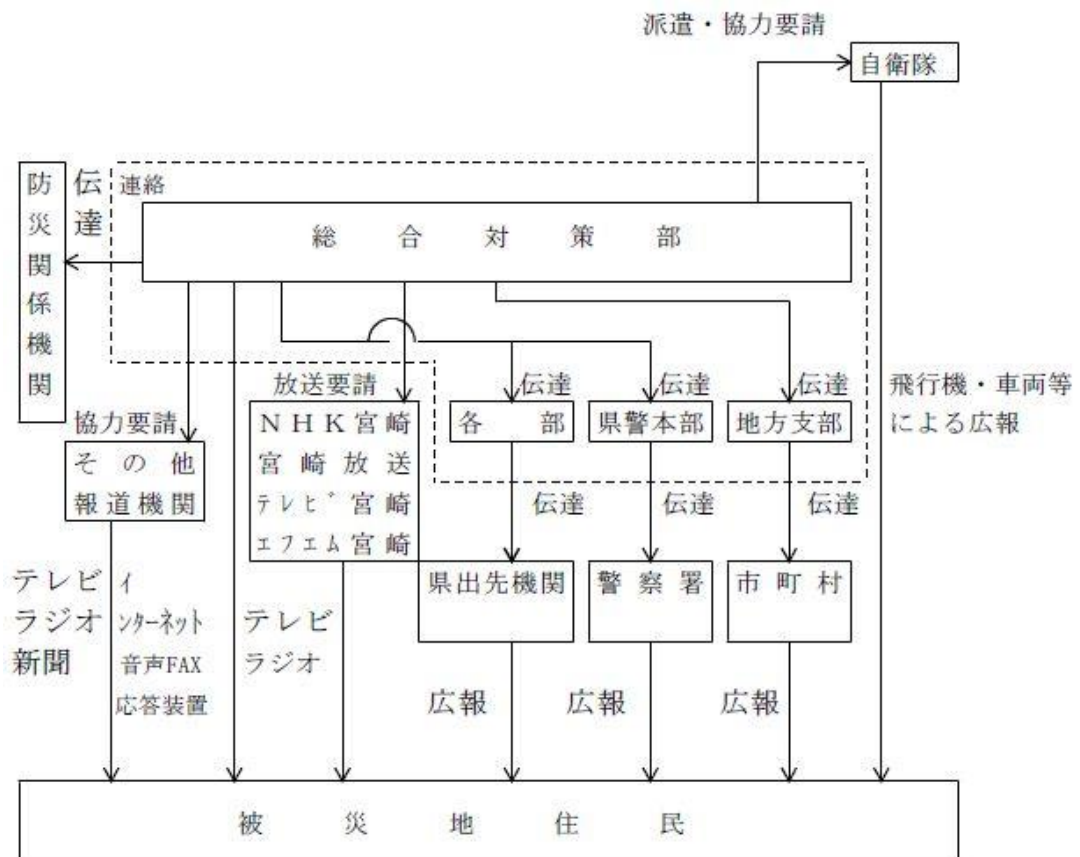


地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段

広報活動実施系統図



(ア) 報道機関への要請

村は、報道機関（NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎、ミニエフエム局）に応急対策活動を支援してもらうための広報を要請する場合、県に対し、要請する。

(イ) 独自の手段による広報

村は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動

を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① やまびこ通信（同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。））
- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ 携帯電話（緊急速報メールを含む。）
- ⑨ インターネット
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(2) 報道機関への対応

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、村は可能な範囲で提供するものとする。

## 第2款 通信手段の確保

### 1 専用通信設備の運用

村は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び赤十字、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

ア 気象警報等共通の情報を県庁（統制局、）農林振興局及び土木事務所（支部）等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。

エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

## 2 代替通信機能の確保

村は、応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。

### (1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店（延岡）へ依頼する。

### (2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（又は発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく必要がある。（県庁重要加入電話）

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

#### <非常・緊急通話をご利用になれる機関例>

非常 電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象機関相互間</li> <li>・水防機関相互間</li> <li>・消防機関相互間</li> <li>・水防機関と消防機関相互間</li> <li>・災害救助機関相互間</li> <li>・消防機関と災害救助機関相互間</li> <li>・輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間</li> <li>・警察機関相互間など</li> </ul>
緊急 通話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間</li> <li>・緊急事態発生の事実を知ったものと前項の機関との間</li> <li>・犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間</li> <li>・選挙管理機関相互間</li> <li>・新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間など</li> <li>・水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など</li> </ul>

#### <非常・緊急通話の利用方法>

102 をダイヤルして、オペレータ応答後、次の内容を告げる。

- ・非常扱い、緊急扱いを告げる。

- ・登録された電話番号と機関などの名称
- ・相手の電話番号
- ・通話の内容

### (3) 携帯電話の使用

村は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

### (4) 非常無線通信の実施

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

#### ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

#### イ 非常通信の依頼先

村は、宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

#### ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

#### エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- (イ) 本文（200 字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 23 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部—通信指令室長 各警察署—署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支社・配電センター・営業センター・電力センター・耳川水力整備事務所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に山間部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社及び村は、孤立防止対策用衛星電話を、村役場等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

<利用方法>

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時(オペレータ扱い):通常はこの状態

ア 受話器を外します。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。

(注) MODEランプ消灯時は、102、117以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら、次のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。

- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話をください。

★MODEランプ消灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

- ア 受話器を外します。
- イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ウ 応答がありましたらお話をください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(7) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、村が保有する防災相互通信用無線電話を利用する。

(8) 放送機能の利用

村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に対し、知事を通じて要請する。

(9) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA 用無線機、衛星携帯電話）を備蓄しており、村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。

(10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(11) 自衛隊の通信支援

村は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

(12) アマチュア無線ボランティアの活用

ア 受入体制の確保

村は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生後直ちに「受入口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保できるように、宮崎地区非常通信連絡会に要請する。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

### 第3節 広域応援活動

#### 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

##### 1 応援要請の実施

###### (1) 応援要請

###### ア 他市町村への要請

村長は、村の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

###### イ 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

村長は、知事若しくは指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

###### (ア) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

村長は、村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

## 2 応援受入体制の確保

### (1) 連絡体制の確保

村長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

### (2) 物資等の受入体制の確保

#### ア 連絡窓口の明確化等

村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておくものとする。

#### イ 物資等の受入体制の整備

村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

## 3 消防機関の応援要請

### (1) 応援要請

村は、被災時に、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他



の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

#### 4 受援計画

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとする。

### 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

#### 1 自衛隊に対する災害派遣要請

##### (1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

##### (2) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮

崎空港事務所長（以下「知事等」という。）である。

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ア 村長から派遣要請し、知事が必要と認めた場合

イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S.33 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて、情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は、以下のとおりである。

区分	あて先	所在地	電話番号	備考
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944	
〃	陸上自衛隊第 24 普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984(33)3904	
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121	
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町 3 丁目	0823(22)5511	
〃	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第 1 航空群司令	鹿屋市西原町	0994(43)3111	

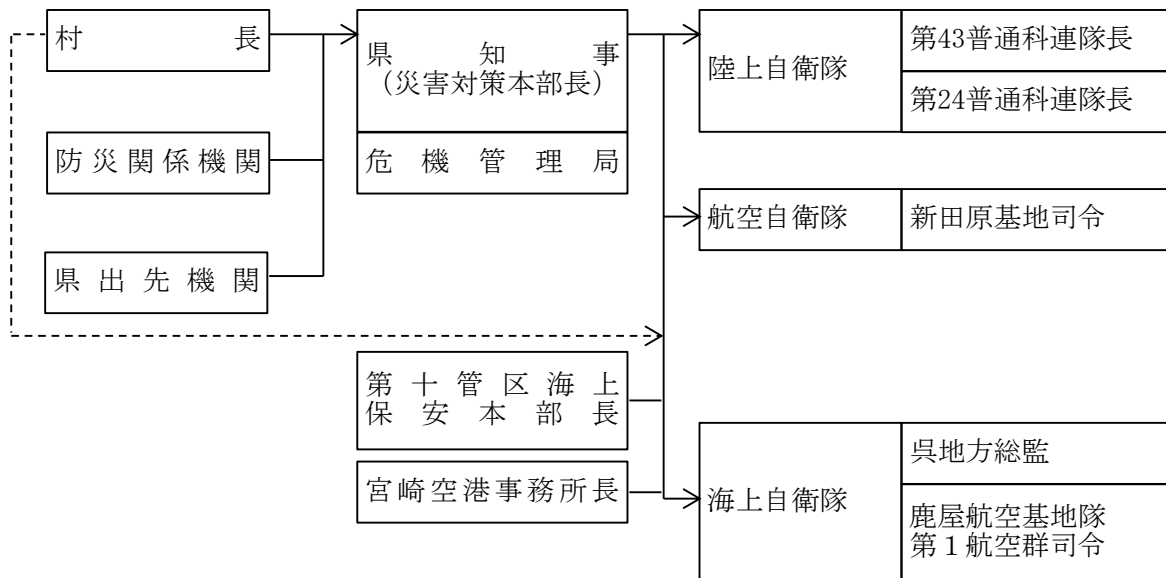
(注)陸上自衛隊の担当区域

第 24 普通科連隊…えびの市、小林市、西諸県郡

第 43 普通科連隊…県内全域

ただし、えびの市、小林市、西諸県郡を除く。

<災害派遣要請系統図>



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。

ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請に当たっては、原則として、次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第 43 普通科連隊長) 殿	文書番号
	年 月 日
	宮崎県知事
自衛隊の災害派遣について (要請)	
自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(7) 村長の知事への派遣要請

村長が、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

宮崎県知事殿	文書番号
	年 月 日
	(市町村長) 印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する機関	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(8) 村長が県に依頼することができない場合の措置

村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものと

する。この際、村長は、当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

## 2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。

- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置を取る必要があると認められる場合

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又は

その近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

### 3 自衛隊受入体制の確立

#### (1) 受入側の活動

災害派遣を要求した村長は、派遣部隊の受け入れに際して、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

##### ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

##### イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ、最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

#### (2) ヘリコプターの受け入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

#### (3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲取料

ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

### 4 派遣部隊等の撤収要請

- (1) 村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

	文書番号
	年 月 日
宮崎県知事殿	
	(市町村長) ㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。	
記	
1	撤収開始日時
2	撤収の理由等

- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

	文書番号
	年 月 日
(陸上自衛隊第 43 普通科連隊長) 殿	
	宮崎県知事
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)	
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、	
年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。	

- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなけ

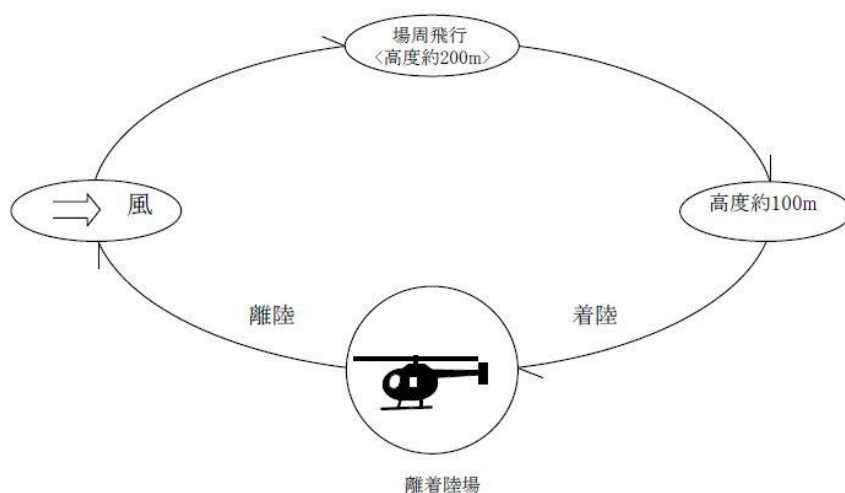


ればならない。

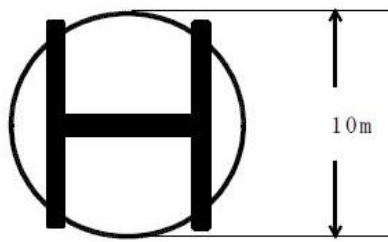
## 5 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

村が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、次のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10m の H 印を行い、着陸中心を示すこと。
- (4) 夜間は、離着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と村役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
- (8) 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100t 以上）を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。



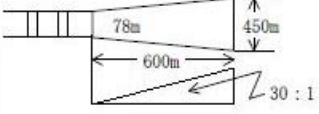
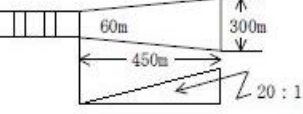
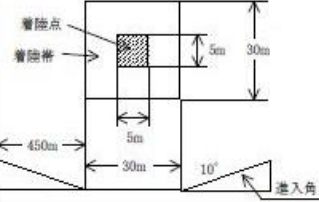
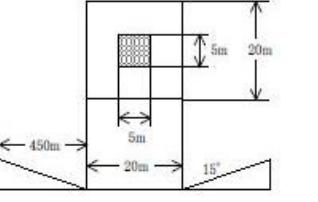
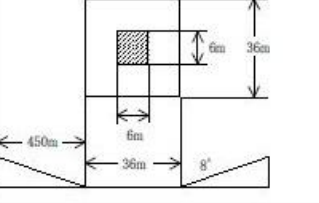
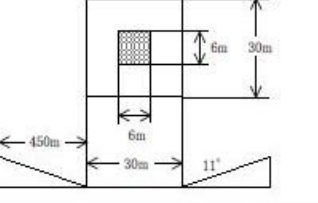
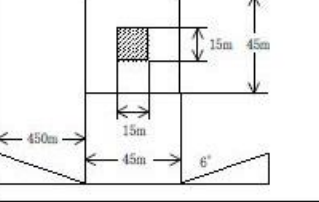
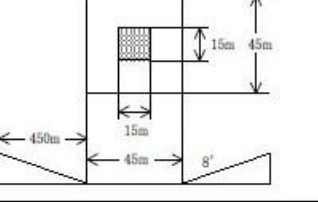
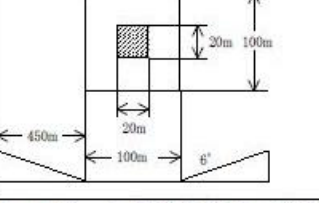
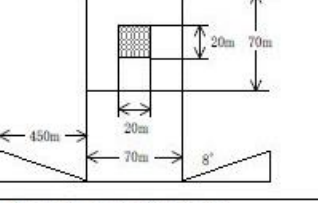


離着陸場



軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積

1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	LR-1	滑走路 30m  800m	20m  600m
			進入区域 	
3 4 5 6	回 轉 翼 機	OH-6		
		UH-1H AH-1S		
		V-107 UH-60J		
		CH-47		
備考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回轉翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

6 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

①旗による信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	適 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

②身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

③生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

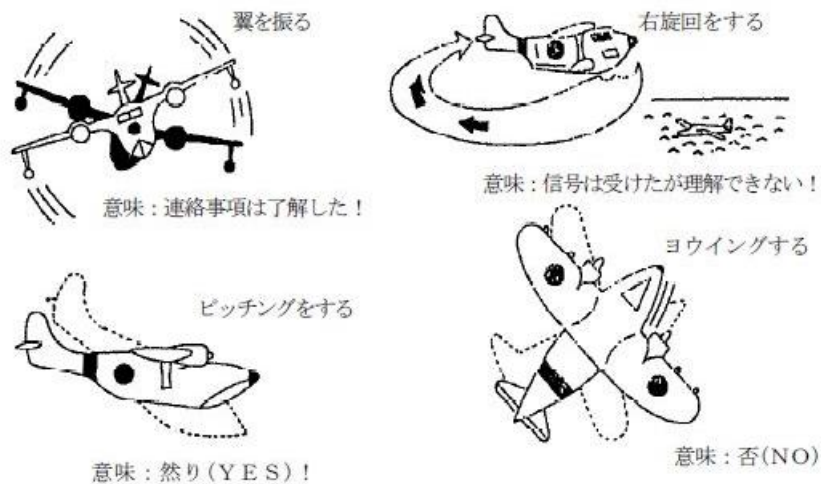
(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

<対空目視信号>

・航空機の応答信号

ア 昼間又は月夜



イ 夜間

(ア) 発光信号 (緑) による点滅「・・・」の連続

意味: 連絡事項は了承した!

(イ) 発光信号 (赤) による点滅の連続

意味: 信号は受けたが理解できない!

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10m のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形 (風向→ト) で明確に示すものとする。

## 第4節 救助・救急及び消火活動

### 第1款 救助・救急活動

#### 1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 村は、村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節第2款自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

#### 2 村及び消防機関による救助・救急活動

##### (1) 情報収集、伝達

###### ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

###### イ 災害状況の報告

各消防機関は、災害の状況を村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

##### (2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の組織的な対策が取れるよう、計画的な体制の整備に努める。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

##### (3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て、迅速な救助活動を行う。

##### (4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボ

ランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

### 3 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

(1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。

(4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救助を図る。

(5) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

## 第2款 消火活動

### 1 消防機関による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防機関は、災害の状況を村長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 応援派遣要請

村は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第

44 条第 1 項に基づく緊急消防援助隊による被災市町村の応援等の要請を依頼する。

(3) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

(4) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

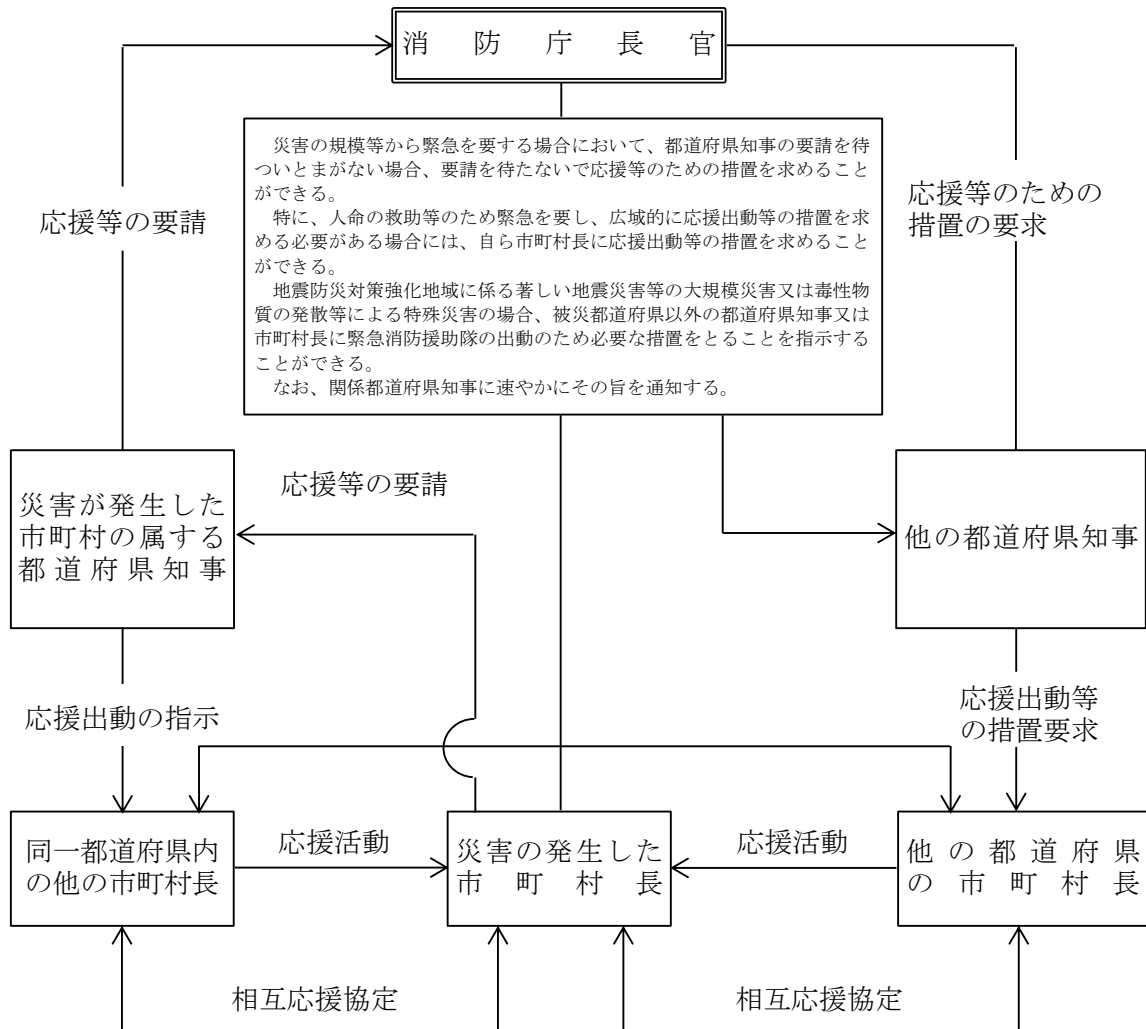
(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、消防用緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、村は、自ら車両の移動等を行うものとする。



<大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー>

(消防組織法第44条関係)



2 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努め

る。

ウ 消防団が到達したときは、消防団の長の指揮に従う。

## 第5節 医療救護活動

### 第1款 医療機関による医療救護活動

#### 1 災害拠点病院等による医療救護活動

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

##### (1) 地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行うとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

また、適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急性を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

##### (2) 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害拠点病院の後方施設として、更に高度な医療救護活動を行う。

### 第2款 DMAT等による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動のほか、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

#### 1 DMATによる医療救護活動

##### (1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

##### (2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

##### (3) DMATによる活動

県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 災害現場での医療情報の収集と伝達
- イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ウ 被災地内の病院における診療支援
- エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

## 2 医療救護班による医療救護活動

### (1) 医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考
県 立 病 院	県立病院救護班	
日本赤十字社 宮崎県支部	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医 師 会	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
歯 科 医 師 会	歯科医療救護班	民間医療機関等で構成
薬 剤 師 会	薬剤師医療救護班	民間薬局等で構成
国 立 病 院 等	協力医療救護班	国立病院等で編成
看 護 協 会	宮崎県看護協会支援ナース	登録ナースで編成
市 町 村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保 健 所	保健所医療救護班	

### (2) 医療救護班の構成

医師 1名

保健師、助産師、又は看護師（准看護師を含む。）3名

事務担当者 1名

### (3) 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し、巡回救護を行うものとする。

- ア 村（救助法が適用された場合）の区域内の病院及び診療所
- イ 隣接する町村の区域内の病院及び診療所

### 第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

#### 1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所属の搬送車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

#### 2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

#### 3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

### 第4款 医薬品等の供給

県は、宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。

さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

## 第5款 医療情報の確保等

村及び消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやぎき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

## 第6款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

### 1 災害発生時の迅速な通報連絡

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を村長又は警察官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた村長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報の内容は次のとおりとする。
  - ・事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
  - ・事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

### 2 医師等医療関係者の出動

村長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。

### 3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

#### 4 対策本部の設置

村長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地对策本部を設け、県、他の市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。

対策本部の総括責任者は、村長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

#### 5 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、村長が村防災計画に基づいて行うものとする。

#### 6 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、村長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

#### 7 費用の範囲と負担区分

##### (1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

##### (2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する村が負担するものとする。

ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

##### (3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

#### 8 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法

の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1款 緊急輸送のための交通の確保

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 村は、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を取るものとする。
- (2) 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。
  - ア 人命の救助、安全の確保
  - イ 被害の拡大防止
  - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 村は、輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町村に協力を要請する。

#### 2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階（災害発生直後の初動期）
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
  - ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
  - オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
  - カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
  - キ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
  - ア 前記(1)の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
  - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
  - ア 前記(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員、物資

- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

### 3 緊急輸送

- (1) 村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、村で行うことを原則とする。
- (2) 村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、村災害対策本部に必要な措置を要請する。

## 第2款 陸上輸送体制の確立

### 1 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

#### (1) 被害状況の把握

村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

#### (2) 緊急輸送ルート啓開の実施

村は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

#### (3) 障害物の除去（緊急通行車両の通行の確保）

村は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、村は、自ら車両の移動等を行うものとする。



(4) 啓開資機材の確保

村は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(5) 障害物の除去

村長は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

(6) 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

## 2 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て、行うものとする。

(ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等

(イ) 公共的団体に属する車両等

(ウ) 自衛隊の車両等

(エ) 営業用の車両等（トラック協会等）

(オ) 自家用の車両等

イ 村内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

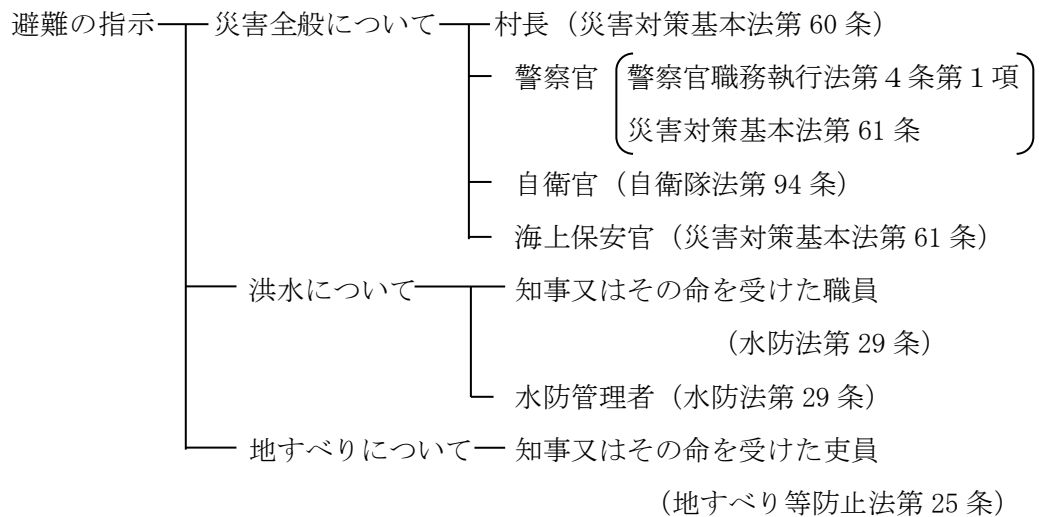
## 第7節 避難収容活動

### 第1款 避難誘導の実施

#### 1 避難対策の実施責任者

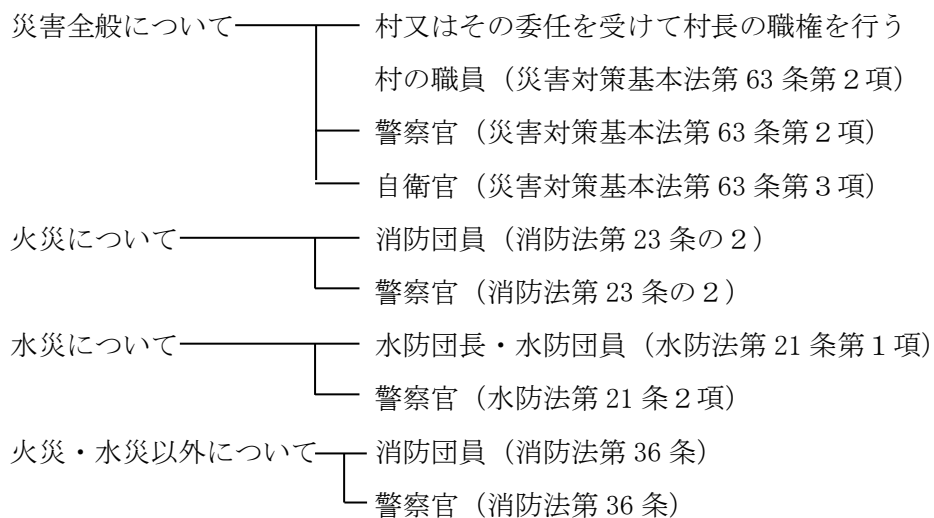
(1) 避難の指示

避難指示の実施責任機関は、次のとおりとするが、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第60条第5項～第7項）。



## (2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。なお、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。



## (3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

## 2 避難指示

### (1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ・土砂災害（崖崩れ、地すべり、土石流） | ・余震による建物倒壊 |
| ・延焼火災               | ・地震水害（河川等） |
| ・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）     | ・その他       |

### (2) 避難の指示

#### ア 村長及び水防管理者

村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、村は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等について助言を要請することができる。

#### イ 警察官

警察官は、村長が指示できないと認めるとき、または村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を村長に通知する。

また、警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

#### ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にいな  
いときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

### (3) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路

- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

#### (4) 避難措置の周知

- ア 村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき村長及び関係機関に通知するものとする。
- イ 村長は自ら避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。  
また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

##### (ア) 関係機関への連絡

村長は、避難を指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

##### (イ) 住民への周知徹底

村長は、避難を指示した状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a テレビ、ラジオ、市町村防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。
- b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

### 3 避難実施の方法

避難の指示者及び村長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

#### (1) 避難の順位

避難の順位は、次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

#### (2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- ア 避難に当たっては、村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図るものとする。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難漏れ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

#### 4 警戒区域の設定

##### (1) 設定の基準（災害全般）

- ア 村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- イ 警察官は、村長（権限の委託を受けた村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知することとする。

##### (2) 規制の内容及び実施方法

- ア 村長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 村長及び警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

#### 5 避難場所への職員等の配置

村が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため職員（消防団員を含む。）、警察官を配置する。

#### 6 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
  - イ 避難した者の掌握
  - ウ 必要な応急の救護
  - エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 村が設定した避難場所を所有し、又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

## 7 避難状況の報告

- (1) 村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。
- ア 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。）
    - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
    - (イ) 上記事態に対し、応急的に取られた措置
    - (ウ) 村等に対する要請事項
  - イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）
    - (ア) 避難場所名
    - (イ) 避難者数・避難世帯数
    - (ウ) 必要な救助・保護の内容
    - (エ) 村等に対する要請事項
- (2) 村は、避難状況について、県へ報告する。

## 第2款 避難所の開設、運営

### 1 避難所の開設、運営

- (1) 避難所の開設
- 村は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導すること。
- 特に、要配慮者への避難誘導に留意すること。
- ア 基本事項
    - (ア) 対象者
      - a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
      - b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の

宿泊者、通行人を含む。)

c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

- ・村長の避難命令を受けた者
- ・村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者

(イ) 開設場所

a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認のうえ、避難所を開設すること。

b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

c 災害の様相が深刻で、村内に避難所を開設することができない場合は、隣接町村の避難所への収容委託や隣接町村の建物又は土地を借上げて避難所を開設すること。

d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させること。

(ウ) 設置期間

a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小すること。

b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。

c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて、公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進めること。

d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣府特命担当大臣（防災）の承認を必要とするため、県と協議すること。

(エ) 県への報告

村は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりである。

- ・避難所の開設の日時及び場所
- ・開設数及び収容人員
- ・開設見込み期間

(オ) 県への要請

村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設等に支障が生じた場合には、必要によって隣接町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

イ その他

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

(2) 避難所の運営

村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として村職員の管理責任者に男女両方を配置すること。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

(ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備すること。

(イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。

要配慮者を把握した場合、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行うこと。

(ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に村災対本部と連絡を行うこと。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位とし



て配布状況を記録しておくこと。

(エ) ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行うこと。

#### ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応すること。

(ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。

(イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

(ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。

(エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保すること。

(オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にテレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。

(カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

- a 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
- b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること。
- c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
- d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
- f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

- (キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

#### エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

#### オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

### 第3款 被災者の把握

#### 1 避難者、在宅被災者の把握

##### (1) 避難者の状況把握

村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

##### ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)
- (キ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- (ク) その他、必要とする項目

##### イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

##### ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の

被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

#### エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、村災対本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

#### (2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしていない被災者についても、必要に応じて、避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供するものとする。

## 2 被災認定

村は、被災認定を、第3章第16節第1款の基準により行う。

### 第4款 避難生活環境の確保

#### 1 避難所生活環境の整備

##### (1) 衛生環境の維持

村は、要配慮者（高齢者や乳幼児等）の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

##### (2) 清潔保持に必要な知識の普及

村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

## 2 健康管理

#### (1) 被災者の健康状態の把握

ア 村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健

康状態の把握を行う。

イ 村は、巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

ウ 村は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

ア 村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

村は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

村は、在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

## 第5款 要配慮者への配慮

### 1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

なお、村は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生・児童委員等の協力

を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。

## (2) 早期に必要な対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努めること。

### ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

(イ) 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。

(オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

### イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意すること。

(ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。

(イ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。

(ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

## 2 関係団体等との連携

村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む。）の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健センター、

福祉事務所など、様々な関係機関・団体と連携を図る。

### 3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

#### (1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設管理者は、地震防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

#### (2) 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設管理者は、災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

#### (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設管理者は、入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、村等に対して供給応援を要請すること。

#### (4) 介助職員の確保

社会福祉施設管理者は、入所者等の介助等について、必要に応じて、他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

#### (5) 相談窓口開設への協力

社会福祉施設管理者は、村の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

#### (6) その他

村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

### 4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

#### (1) 要員の確保

村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

#### (2) 安否確認、救助活動

村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、

救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

村は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

村は、災害発生後、必要に応じて、速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ア) 村は、必要に応じ、要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましい



ことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

## 5 外国人に対する安全確保対策

### (1) 外国人の避難誘導

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

### (2) 安否確認、救助活動

村は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

### (3) 情報の提供

#### ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

#### イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

### (4) 外国人相談窓口の開設

村は、必要に応じて、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、村は、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 第6款 応急住宅の確保

### 1 応急仮設住宅の供与・管理

村に災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与及び応急修理は、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、村長が行うものとする。

#### (1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

#### (2) 設置戸数の決定

村は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を県に速やかに報告し、県

と協議のうえ、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。

なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を設置したときは、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の村長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。

エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに、個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報

の取扱い及び管理には十分に注意すること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。

ウ 自治会では、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルールづくりを行うこと。

エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

## 2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を村を通じて速やかに把握し、村と協議のうえ、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

対象となる世帯は、半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

村は、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

村長は、この事務について、職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

### 3 公的住宅等の空家の活用

村は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

## 第7款 広域一時滞在

村は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

## 第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があつ

た場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

## 第1款 食料の供給

### 1 炊き出しその他による食料の給与

村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

#### (1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

#### (2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にあるものを給与すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮したものを給与すること。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

#### (3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

#### (4) 県、近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

#### (5) 品目

米穀（米飯を含む。）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

### 2 物資輸送拠点の指定及び管理

#### (1) 物資輸送拠点の指定

村は、あらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

## (2) 物資輸送拠点の管理

村は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

## 第2款 飲料水の供給及び給水の実施

### 1 飲料水の供給

村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

#### (1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

#### (2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

#### (3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

### 2 応急給水の実施

#### (1) 公平で効率的な応急給水

村は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

#### (2) 応急給水基本計画

村は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急給水基本計画を立案するものとする。

### (3) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水体制を整備するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

### (4) 重要施設の優先的給水

村は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

## 第3款 生活必需品の供給

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

### 1 生活必需品の調達

#### (1) 公的備蓄

村は、震災時において被災者に対する生活必需品の給(貸)与の必要があると認められる場合は、物資の種類によっては備蓄拠点の備蓄物資を使用するものとする。

#### (2) 流通在庫備蓄

村は、前記(1)で調達できない物資について、事前協定を結んだ業者等から調達する。

#### (3) 県への調達の要請

村は、生活必需品の調達に不足が生じた場合、又は災害救助法が適用された場合には、知事に生活必需品の調達の要請を行う。

### 2 生活必需品の給(貸)与

村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入りが禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者

(2) 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

(3) 給（貸）与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案のうえ、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成のうえ、給（貸）与すること。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与すること。

(4) 品目の例示

① 寝具(毛布等)

② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)

③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)

④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)

⑨ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。



## 第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

### 第1款 保健衛生対策の実施

#### 1 健康対策の実施

##### (1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

##### (2) 巡回健康相談の実施

ア 村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ 村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。

ウ 村は、巡回健康相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。

##### (3) 巡回栄養相談の実施

ア 村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

イ 村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。

ウ 村は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者

の栄養状態の把握に努めることとする。

## 2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

### (1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

#### ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

村（保健センター）は、県の保健所への心の相談所の設置に協力する。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次のことを実施する。

#### (ア) 第一段階

常駐の医師による保健センターでの診療、保健センターからの避難所への巡回診療及び訪問活動

#### (イ) 第二段階

- a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健センターによる長期の継続が必要なケースの把握、対応

#### (ウ) 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

#### (エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- b PTSD(心的外傷後ストレス障がい)への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

### (2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、村は、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

## 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

### 1 防疫対策の実施

#### (1) 防疫組織の設置

村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は、気象庁、警察及び消防団等との連絡を取り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、村又は保健センターへの通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動

村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

村は、警察、消防団等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健センター長に報告する。

(8) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

## 2 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、村は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
  - イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
  - ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管
  - エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
  - オ 愛護動物に関する相談の実施等
- (3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

村は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

### 第3款 災害廃棄物処理

#### 1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

##### (1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

##### (2) 作業体制の確保

###### ア 人員、資機材等の確保

村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

###### イ 応援要請

村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

##### (3) 処理の実施

###### ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ア) 村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(イ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。村は、所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ウ) 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(エ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者

等と連携した解体体制を整備する。

イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 村民の行動

ア 村が定める分別区分を遵守する。

イ 仮置場への搬出は、村の指示に従う。

## 2 避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 村は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推定する。

イ 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

ウ 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合、村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 避難所ごみ、生活ごみの収集

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとする。

イ ごみの一時保管場所の確保

村は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするもの

とする。

ウ 住民への広報

村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 村民の行動

ア ごみは指定された方法により搬出する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

### 3 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ 村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア) 村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 村は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

村は、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水の確保を図る。

エ 仮設（簡易）トイレの設置

村は、必要に応じて、水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）ト

イレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ（簡易）等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受け入れについて検討するものとする。

## 第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

### 第1款 行方不明者及び遺体の搜索

#### 1 行方不明者の調査

##### (1) 相談窓口の設置

村は、相談窓口を設置し、警察本部と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ及び迷い人等の保護に関する相談等に対応する。

##### (2) 安否照会への対応

村は、警察本部が避難所へ調査班を派遣して行う避難者と迷い人、行方不明者の把握や安否照会に協力する。

#### 2 遺体の搜索

##### (1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、村が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

##### (2) 搜索活動の実施

村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

### 第2款 遺体の検視、検案、埋葬の実施

#### 1 遺体の確認

(1) 村は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者（遺族又は区長）に引き渡す。

(3) 村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。

また、埋火葬許可証を発行する。

- (4) 村は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、身元の確認に努める。警察は、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。
- (5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

## 2 遺体の安置、一時保存

遺体の処理は、村が実施するものとする。ただし、村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて、村が行う遺体の処理への協力を要請する。

### (1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、村は、人心の安定上または腐敗防止上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

### (2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、村が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で村のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて、検案活動への協力を要請する。

### (3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、村の設置する遺体収容所に収容する。

#### ア 遺体検案所・収容所（安置所）の設置

村は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院 公共建物等）に遺体の検案所・収容所（安置所）を設置する。

村は、被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

#### イ 棺の確保

村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

#### ウ 身元不明遺体の集中安置



村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

### 3 遺体の埋葬

#### (1) 死亡者数の確認

村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

#### (2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

#### (3) 広域火葬の実施

村は、県の調整結果に基づき具体的に他県の市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

## 第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

### 第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

#### 1 予想される混乱

震災時に予想される混乱として、次のものがあげられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売り惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

#### 2 住民への広報・伝達

村は、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民の取るべき措置についてテレビ等の報道機関の協力を得るため、知事に要請する。

### 3 警備活動の強化

#### (1) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

##### ア 地域安全活動の実施

###### (ア) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

###### (イ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

## 第2款 帰宅困難者対策

### 1 帰宅困難者対策の実施

村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

## 第12節 公共施設等の応急復旧活動

### 第1款 公共土木施設等の応急復旧

#### 1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

村は、早急にパトロール等を実施し、村内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努め、速やかに土木事務所に報告する。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、村災対本部に密に連絡する。また、住民に対して、テレビ、ラジオ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

## 2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

村は、災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

## 3 農業用施設の応急復旧

村は、災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設、農道については、村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそ

れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

## 第13節 ライフライン施設の応急復旧

### 第1款 ライフライン途絶時の代替対策

#### 1 し尿処理機能停止時の代替措置

(1) 緊急汲み取りの実施

村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

### 第2款 ライフライン施設の応急復旧

#### 1 簡易水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

村長は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急復旧基本計画を立案するものとする。

(2) 作業体制の確保

村長は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧体制を整備するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

村長は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

## 第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1款 被災者・住民への的確な情報伝達

#### 1 ニーズの把握

##### (1) 被災者のニーズの把握

村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

##### (2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、ひとり暮らし、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、村職員、県職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

#### 2 生活情報の提供

村は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

##### (1) テレビの活用

県内のテレビ局、11c hの協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

村ホームページを活用して、被災者・住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

## 第2款 相談窓口の設置

### 1 総合窓口の設置

村は、2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

### 2 各種相談窓口の設置

村は、被災者のニーズに応じて、次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

## 第3款 住民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第15節 自発的支援の受け入れ

### 第1款 ボランティア活動の受け入れ

#### 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

##### (1) 村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策本部内にボランティア調整グループを編成し、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

##### (2) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

##### (3) 「受入れ窓口」の運営（村社会福祉協議会）

ボランティア現地本部の活動内容は次のとおりとする。

- ①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③活動中のボランティアへの支援
- ④ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- ⑤被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧災害対策本部との連絡調整
- ⑨「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- ⑩ボランティアコーディネーターの受入れ
- ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

#### 2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

##### (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担

当する職員を配置し、村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

村は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。

### 3 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成



地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の要配慮者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

## 第2款 義援物資、義援金の受け入れ

### 1 災害義援物資の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ 物資は、新品が望ましいこと。

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。

オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

## (2) 輸送

村、県及び関係機関は連携のうえ、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し、速やかに輸送する。

## (3) 配分

村は、物資の配送を受けたときには、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者に物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、配分封画書等を作成の上、計画的に配分する。

## 2 義援金の受け入れ

### (1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

### (2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

## 第16節 災害救助法の適用

### 第1款 災害救助法の適用

#### 1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産

- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、①（応急仮設住宅を除く。）、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ村長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により村長に委任することができる。

## 2 被災認定の基準

救助法の適用に当たっては、村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

### (2) 住家の滅失等の算定

#### ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

#### イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

#### ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が、次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

救助法による市町村別適用基準

(県人口 1,104,377 人)

区 分	人 口	適用世帯数	区 分	人 口	適用世帯数
市町村名			市町村名		
宮崎市	400,156	150	高鍋町	21,039	50
都城市	165,098	100	新富町	17,388	50
延岡市	125,212	100	西米良村	1,089	30
日南市	54,124	80	木城町	5,231	40
小林市	46,245	60	川南町	16,116	50
日向市	61,777	80	都農町	10,402	40
串間市	18,787	50	門川町	18,172	50
西都市	30,704	60	諸塚村	1,740	30
えびの市	19,538	50	<b>椎葉村</b>	<b>2,808</b>	<b>30</b>
三股町	25,410	50	美郷町	5,454	40
高原町	9,304	40	高千穂町	12,759	40
国富町	19,608	50	日之影町	3,947	30
綾町	7,349	40	五ヶ瀬町	3,890	30

※人口は、平成 27 年国勢調査の人口速報集計結果による。

#### 4 救助法の適用手続

- (1) 災害に対し、村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により村長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

<「災害救助法による救助の程度と期間」早見表>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内  (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1日1人当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼			夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
					冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 半焼 床上			夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200円 中学生生徒 4,500円 高等学校等生徒4,900円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 一時保存 — 既存殯物借上費 通常の実費 既存殯物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は償行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第17条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

内閣府政策統括官（防災担当）



## 第17節 文教対策

### 第1款 学校教育対策

#### 1 応急教育

##### (1) 応急教育の実施責任者

村立学校の応急教育は、村教育委員会が計画し、実施する。

##### (2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

##### (3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置を取る。

#### ア 村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置を取るよう、村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は村教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

#### イ 校長の措置

##### (ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
  - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
  - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
  - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
  - (d) 村教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
  - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

##### (イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に

必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、村教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、村教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

- ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合  
村立学校にあっては、村において応急復旧工事を実施する。
- イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、村教育委員会は、県教育委員会に対し、他の市町村教育委員会間の調整を要請する。

(5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 村立学校に対する措置

(ア) 災害発生時における教職員の被害状況について、村教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

(イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- a 条例定数の範囲内において、でき得る限りの補充を行う。
- b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- c 必要に応じて、小中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。

d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地方公務員法第 22 条）の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

## 2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、村は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置を取るよう村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して、村は、その供給を支援する。

## 3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、村教育委員会に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
  - ア 被害があってもでき得る限り継続実施するよう努めること。
  - イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
  - ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
  - エ 被災地においては伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

## 4 災害時における環境衛生の確保

### (1) 事前準備

- ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
- イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

### (2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健センターの指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

## 5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

### (1) 事前準備

ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に進める。

イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

### (2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

## 6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

### (1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

### (2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

### (3) 民間施設の活用

### (4) プレハブ教室の早期設置

### (5) 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

## 第2款 文化財保護対策

## 1 予防対策の実施

- (1) 村は、文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう奨励する。
- (2) 村は、文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。

## 2 被害状況の把握と応急対策の実施

村教育委員会は、情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、県教育委員会からの被災文化財個々についての応急対策の指示に基づき、実施する。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

## 第4章 災害復旧・復興対策

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

#### 第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進するものとする。この場合、村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2節 迅速な現状復旧の進め方

#### 第1款 公共施設災害復旧事業計画

##### 1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 道路施設災害復旧事業計画

イ 河川施設災害復旧事業計画

ウ 砂防設備災害復旧事業計画

- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

## 2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

## 3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

## 4 災害復旧資金の確保措置

村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

村は被災した場合において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

## 第2款 激甚災害の指定

### 1 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。

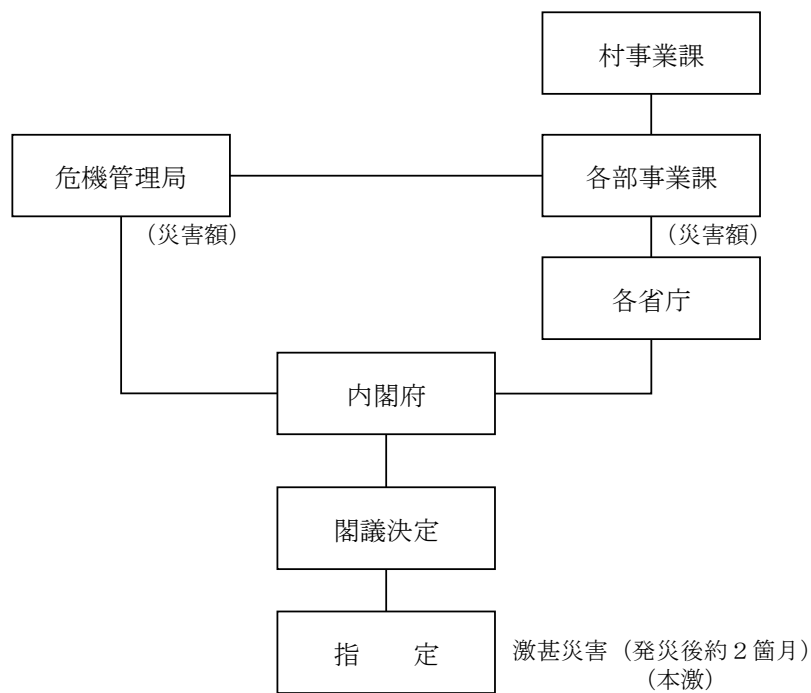
激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）。

## 2 災害調査

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害指定フロー図

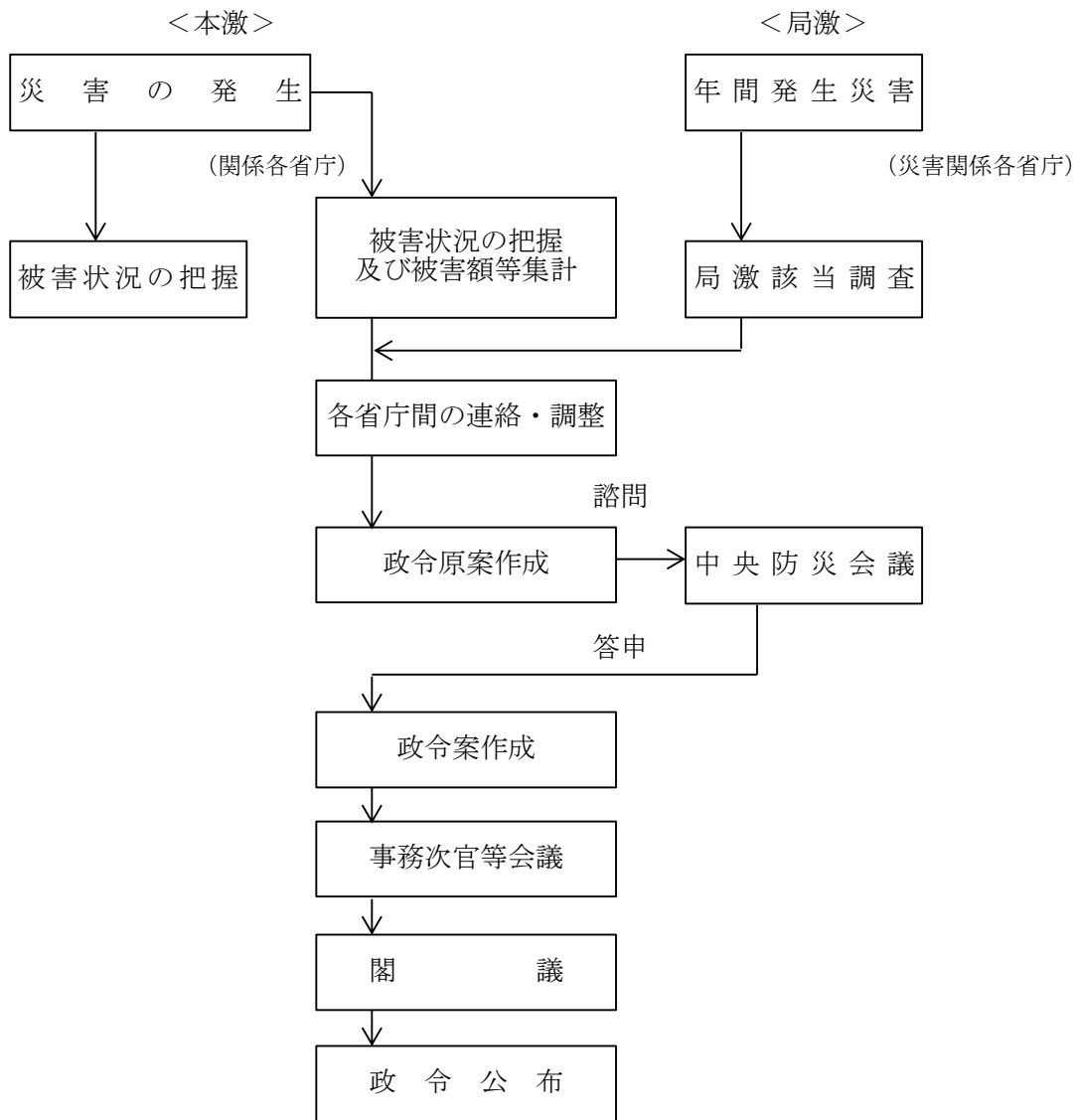


## 3 激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）。



## 激甚災害及び適用措置の指定手順



### 第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって、被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

#### 第1款 災害復興対策本部の設置

村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

## 第2款 震災復興方針・計画の策定

### 1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

### 2 災害復興計画の策定

村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 第3款 災害復興事業の実施

### 1 災害復興事業の実施

#### (1) 専管部署の設置

村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

#### (2) 災害復興事業の実施

村は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

### 第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

#### 1 総合相談窓口の設置

村は、第3章第14節第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

#### 2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため、県と共同で出張相談所を開設するものとする。

主な参加機関は、次のとおりとする。

農林振興局、福祉子どもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所（商工会）、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、市町村

## 第2款 生活確保資金の融資等

### 1 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 2 災害弔慰金等の支給

村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1/2、県1/4、村1/4となっている。

### 3 災害援護資金の貸付

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が2/3、県が1/3を、村に無利子で貸付けることとなっている。

### 4 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

村は、県社会福祉協議会が実施（民生委員・児童委員及び村社会福祉協議会が協力）する生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付について、住民に制度の周知を図る。（窓口は村社会福祉協議会。）

### 5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

村は、県が実施する母子父子寡婦福祉資金の貸付について、住民に制度の周知を

図る。

## 6 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の対象となる災害が発生した場合、村が窓口となり、また事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化を支援する。

## 7 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。基金の利用にあたっては、村が窓口となり、基金に対して支援金請求を行う。支援金交付先は村となるため、被災者へは村が支給する。

## 8 罹災証明の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

### 第 3 款 税対策等による被災者の負担の軽減

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置を計画的に実施するものとする。

### 第 4 款 住宅確保の支援

#### 1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 村の区域内の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき。

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき。

(2) 災害公営住宅は原則として、村が建設し管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、概ね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、(ア)、(ウ) 及び (エ)）の条件を具備する者

(ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第 6 条第 3 項第 2 号に規定する金額を超えないこと。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

(ア) 村別建設戸数は被災滅失住家戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3 割（激甚災害は 5 割）を超えることができる。

(イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 3 割（激甚災害は 5 割）以下の場合、3 割（激甚災害は 5 割）に達するまで建設することがある。

## 2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者（罹災の日から 2 年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、県及び村は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

また、村は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないよ

うに努めるものとする。

#### **第5款 災害復興基金の設立**

村は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

### **第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援**

#### **第1款 中小企業の復興支援**

##### **1 被害状況把握のための体制整備**

村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

##### **2 資金需要の把握連絡通報**

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

##### **3 中小企業者に対する金融制度の周知**

県は、村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

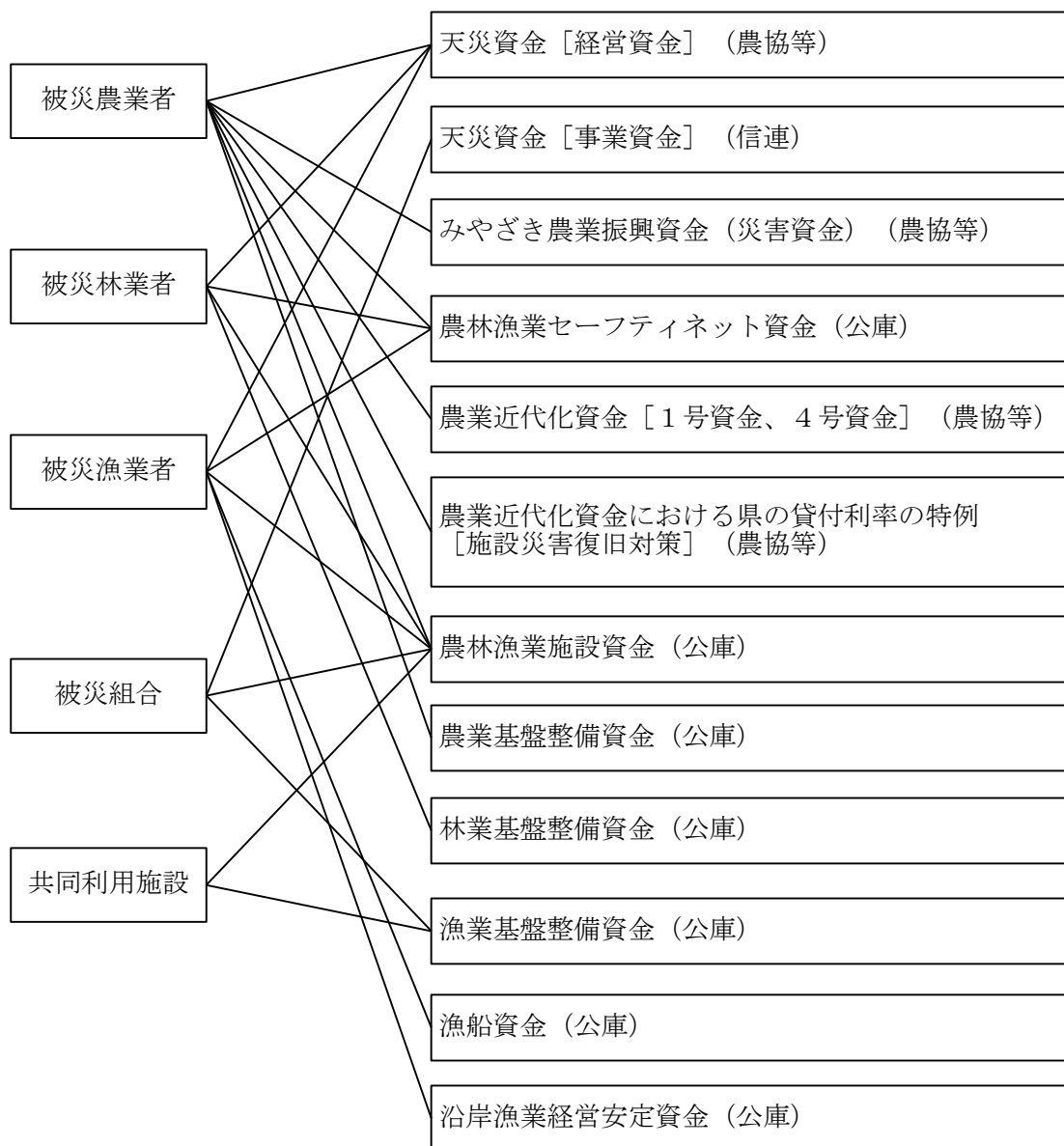
##### **4 租税等の徴収猶予・減免等**

被災した納税者または特別徴収義務者に対し、租税の納税緩和措置として地方税法または条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等について、事業者の実情に応じて適切な措置を講ずる。

#### **第2款 農林水産業の復興支援**

##### **1 農林漁業関係融資の種類**

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会  
公庫＝株式会社日本政策金融公庫

## 2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）、の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

### 3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

### 4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。



## 第3編 風水害等対策編



# 第1章 災害特性等

## 第1節 基本的考え方

宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により住民は大きな被害を被っている。

このため、本編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成16年の台風16号、平成17年の台風14号をはじめ、過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 災害履歴

年月日	災害記事
明治24年9月13日	24年台風による災害
明治28年8月14日	小崎小学校暴風雨のため校舎崩壊
明治42年7月31日	42年台風2号による災害
昭和18年9月18日	18年台風による災害
昭和20年9月17日	枕崎台風による災害
昭和29年8月16日	台風5号による災害 死者8名 行方不明11名
昭和29年9月12日	台風12号による災害 死者24名 行方不明8名
昭和30年9月29日	台風22号 大河内小学校山津波により校舎流出
昭和40年6月29日	木橋流出のため交通途絶、6箇所崖崩れ
昭和46年8月2日	台風19号による災害 被害額82,699万円
昭和46年8月27日	台風23号による災害 被害額26,004万円
昭和51年9月11日	台風9号による災害 被害額42,289万円
昭和55年9月10日	台風13号による災害 被害額66,787万円
昭和57年7月10日	集中豪雨による災害 被害額139,805万円
昭和57年7月23日	集中豪雨による災害 被害額298,945万円
昭和57年8月25日	台風13号による災害 被害額93,038万円
平成1年7月～8月	台風11・12号による林道亀裂
平成5年8月10日	台風7号による災害 被害額79,154万円
平成5年9月2日	台風13号による災害 被害額108,517万円
平成9年9月16日	台風19号による災害 被害額197,377万円
平成16年8月29日 ～10月20日	台風16・18・21・23号による災害 被害額901,348万円
平成17年9月4日～6日	台風14号による災害 被害額1,878,904万円

## 第2章 風水害予防対策計画

### 第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり

#### 第1款 風水害に強いむらづくり

##### 1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

- (1) 浸水想定区域の指定があったとき、村は、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
- (2) 村は、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 浸水想定区域の指定があった場合、村長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

##### 2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに下記の事項について定めるものとする。
  - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
  - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ウ 避難訓練の実施に関する事項
  - エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
  - オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 村は、市町村地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定めるものとする。

(3) 警戒区域を区域に含む市町村長は、下記の事項に関する事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

### 3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

村は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

(2) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

村は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知するよう努める。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を村防災計画に明示・位置付け

る。

(イ) 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

(ウ) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

### (3) 危険箇所への対策

県及び村は、土砂災害危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施するものとする。

また、県及び村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、県及び村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

## 4 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

### 第2款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

### 第3款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 災害発生直前における体制の整備

#### 1 減災協議会の設置

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

#### 2 警報等の伝達体制の整備

村は、県及び防災関係機関と連携し、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

村は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断される時は、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

#### 3 避難誘導体制の整備

村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備する。

避難誘導体制の整備については、共通対策編第2章第2節第5款「避難収容体制の整備」によるほか、本款の定めによるものとする。

##### (1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

村は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画の作成を促進する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

##### (2) 避難計画の作成

村は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた、次の内容の避難計画を作成しておくものとする。

##### ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域のひとり暮らし高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難の情報の基準の明確化

ア 村長は、原則として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

イ 水害時の基準は、次のとおりである。

(ア) 高齢者等避難

- a 本村に、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表された場合
- b 累積雨量が400mmを超え、かつ、1時間雨量が20mmを超える状況が引き続き想定される場合
- c 累積雨量が400mmを超え、かつ、台風の直撃が予想される場合

(イ) 避難指示

- a 本村に、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表された場合
- b 累積雨量が400mmを超え、かつ、1時間雨量が20mmを超え、引き続き、その状況が想定される場合
- c 累積雨量が400mmを超え、かつ、台風が直撃する場合
- d 河川管理場所の異常を確認した場合
- e 避難指示の判断基準としては、上記のほか、土砂災害警戒情報の発令や区及び消防団からの情報も重要な判断基準として活用する。

(ウ) 避難指示



a 避難指示の判断基準を前提に、県と協議し、行う。

ウ 土砂災害時の基準は、次のとおりである。

(ア) 高齢者等避難

a 土砂災害警戒情報が発表された場合

b 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合

(イ) 避難指示

a 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

b 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合

(ウ) 緊急安全確保

a 近隣で土砂災害が発生した場合

b 近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

(5) 避難所・避難路の安全確保

村は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

村は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておくものとする。

ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）

イ ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

ウ やまびこ通信（同報系防災行政無線（戸別受信機を含む））

エ 緊急速報メール

オ ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）

カ 広報車、消防団による広報

キ 電話、FAX、登録制メール

ク 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(7) 自主避難体制の整備

村は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

#### 4 災害未然防止活動体制の整備

- (1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておくものとする。
- (2) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。
- (3) 水防施設等の整備

##### ア 水防倉庫

- (ア) 水防管理団体(市町村)は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- (イ) 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

#### 第2款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については、共通対策編第2章第2節第1款「情報の収集・連絡体制の整備」による。

#### 第3款 活動体制の整備（共通対策編）

#### 第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

#### 第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

#### 第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

#### 第7款 計画的な備蓄の推進（共通対策編）

#### 第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

#### 第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第 10 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第 11 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第 12 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第 3 節 住民の防災活動の促進（共通対策編）

# 第3章 風水害応急対策計画

## 第1節 災害発生直前の対応

### 第1款 警報等の伝達

#### 1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行うものとする。

##### (1) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準

##### 警報・注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

発表官署		宮崎地方気象台							
府県予報区		宮崎県							
一次細分区域		南部平野部		北部平野部		南部山沿い		北部山沿い	
市町村等をまとめた地域		宮崎地区	日南・串間地区	延岡・日向地区	西都・高鍋地区	小林・えびの地区	都城地区	高千穂地区	椎葉・美郷地区
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s				20m/s			
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う				20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ10cm、山地 24時間降雪の深さ30cm					24時間降雪の深さ30cm	平地 24時間降雪の深さ10cm	山地 24時間降雪の深さ30cm
	波浪 (有義波高)	6.0m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風 (平均風速)	陸上 10m/s、海上 10m/s				10m/s			
	風雪 (平均風速)	陸上 10m/s、海上 10m/s 雪を伴う				10m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm、山地 24時間降雪の深さ10cm					24時間降雪の深さ10cm	平地 24時間降雪の深さ5cm	山地 24時間降雪の深さ10cm
	波浪 (有義波高)	2.5m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	濃霧 (視程)	陸上 100m、海上 500m				100m			
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%								
雪崩	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上								
低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、更に2日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下、山沿いで最低気温-8℃以下								
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下								
着氷・着雪									
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		120mm							

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

大雨警報基準（別表1）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
椎葉・美郷地区	椎葉村	R1=80	211

洪水警報基準（別表2）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
椎葉・美郷地区	椎葉村	R1=80	耳川流域=48、十根川流域=23、一ツ瀬川流域=24	—

大雨注意報基準（別表3）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
椎葉・美郷地区	椎葉村	R1=40	137

洪水注意報基準（別表4）

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
椎葉・美郷地区	椎葉村	R1=40	耳川流域=38、十根川流域=18、一ツ瀬川流域=19	—

高潮警報・注意報基準（別表5）

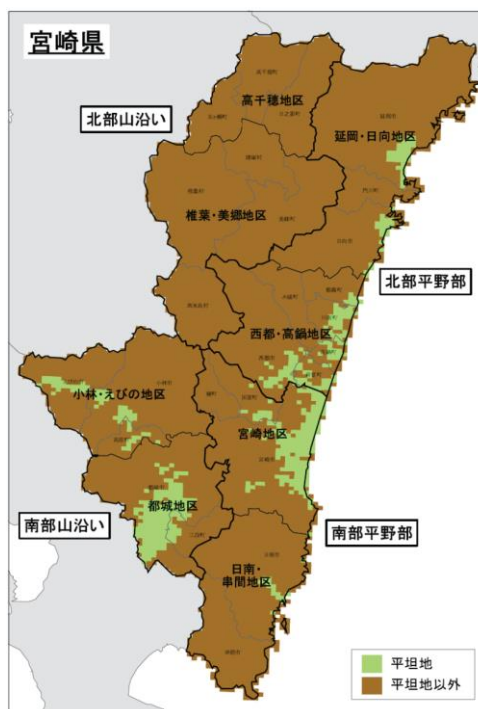
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
椎葉・美郷地区	椎葉村	—	—

## 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

### 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区又は一次細分区域を示す。
- (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、及び高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“—”で示している。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図  
([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_heitanchi.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_heitanchi.html))を参照。
- (4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料  
([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。



ア 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

イ 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

ウ その他の気象情報

① 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から1時間。気象状況が継続すれば、その時間ごとに竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。

② 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まっている状態である場合に発表される。都道府県の砂防部局と気象台が共同して発表するもので、市町村単位で発表（避難を必要とする土砂災害の危険性が認められない市町村は除く。）される。

(2) 宮崎県の細分区域図

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等
北部平野部	のべおか ひゅうがちく 延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	さいと たかなべちく 西都・高鍋地区	西都市、高鍋市、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	たかちほちく 高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	しいぼ みさとちく 椎葉・美郷地区	西米良町、美郷町、諸塚村、椎葉村
南部平野部	みやざきちく 宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	ひなみ くしまちく 日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	こばやし ちく 小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	みやこのじょうちく 都城地区	都城市、三股町

平成 22 年 5 月 27 日現在





(3) 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）

ア 発表日時・官署行

発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。

イ 見出し行

注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「( (」、末尾には「) )」を付加する。

重要な事項を注意警戒文として 100 文字以内で記述する。

ウ お知らせ行

連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。

エ 標題行

担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。

使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。

(ア) 二次細分区域ごとに改行する。

(イ) 発発表中の警報、あるいは注意報が無い場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。

(ウ) 警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。

(エ) 発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「、」で区切って列記する。

(オ) 大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」又は「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。

オ 訓練又は試験のための電文の取扱い

訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

(4) 警報及び注意報の切替、解除等

ア 以下の場合には警報・注意報の切替を行う。

(ア) 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む。）する必要がある場合。

(イ) 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む。）する必要がある場合。

(ウ) 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合。

(エ) 警報・注意報を発表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合。

(オ) 警報発表の可能性の有無にかかわる場合。

(カ) 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合。

イ 解除について

現象が終了又は弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

(5) 府県気象情報

府県気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する情報である。

ア 24 時間程度先から 1 週間程度先までの予告的情報

24 時間程度先から 1 週間程度先までを対象とする気象情報の必要があると判断されるときである。具体的には、次のような場合である。

(ア) 雨、雪、風、波浪などの現象で警報基準を超える可能性がある場合

(イ) 社会的に大きな影響を与えるような顕著現象（広い範囲における雷、竜巻などの激しい突風、顕著な低温など）が発現する可能性がある場合

イ 警報・注意報発表中の補完的情報

警報発表中に現象の予想に変化が生じた場合や特に警戒を呼びかける必要がある場合には補完的な府県気象情報を発表する。

(6) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、府県予報区において数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測又は解析した場合、更に強く警戒を呼び掛けるために発表する。宮崎県の発表基準は、1 時間雨量 12 mm である。

宮崎県記録的短時間大雨情報の例

宮崎県記録的短時間大雨情報 第 1 号 平成〇年〇月〇日 02 時 24 分 宮崎地方気象台発表 02 時宮崎県で記録的短時間大雨 都城市付近で 120 ミリ以上
--

(7) 土砂災害警戒情報

基本法及び気象業務法に基づき大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、宮崎地方気象台と共同して市町村単位で発表する。

(8) 土砂災害緊急情報

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

**【国土交通省】**

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

イ 河道閉塞による湛水

**【県】**

ア 地すべり

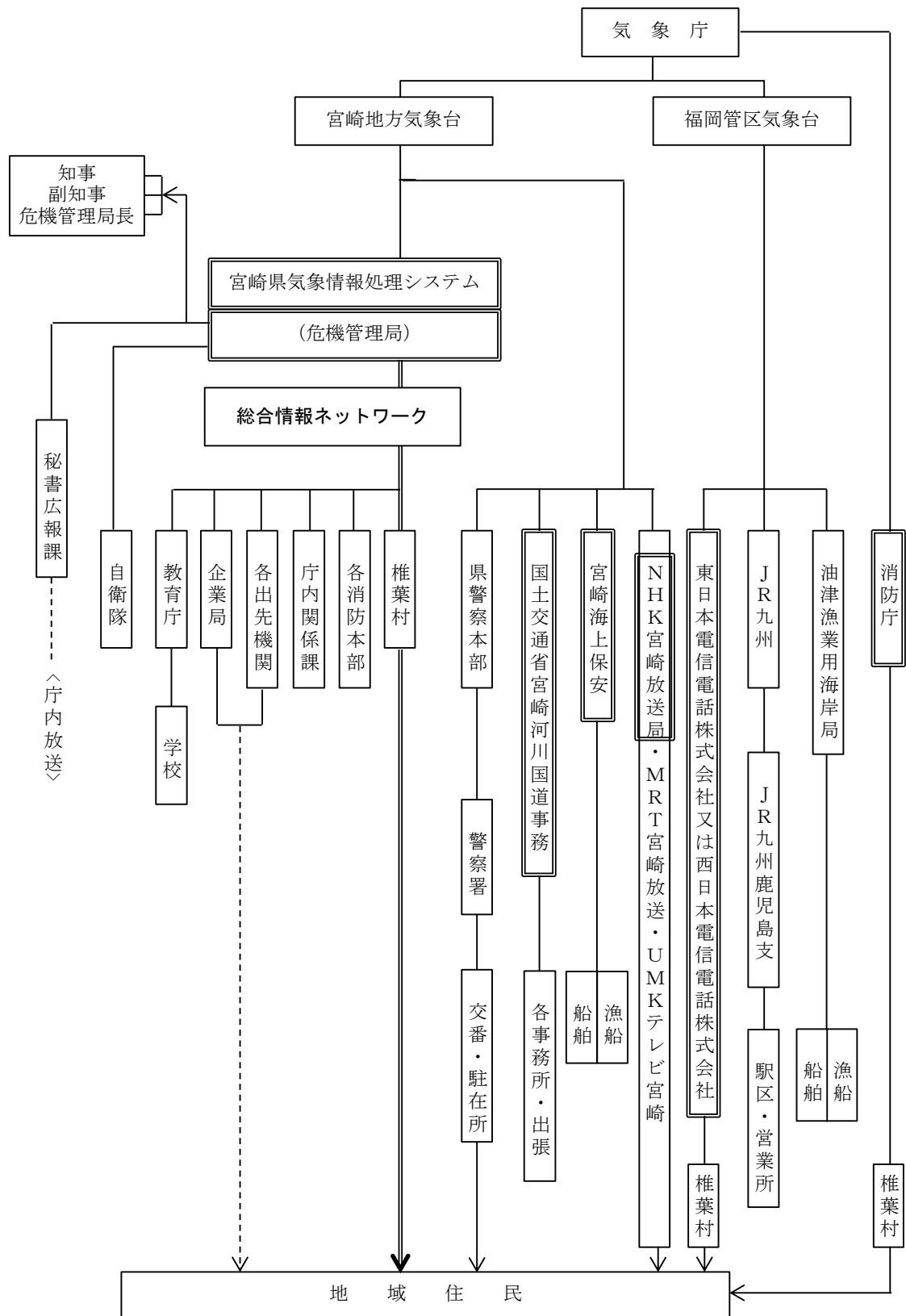
**2 警報時の伝達組織及び伝達方法**

気象警報等

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

(伝達系統)



## (2) 伝達方法

### ア 伝達要領

- (ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- (イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- (ウ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- (エ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

### イ 伝達の方法

- (ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象警報配信システムによるものとする。
- (イ) 県はウに定める要領による。
- (ウ) 警察本部、J R九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。
- (エ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- (オ) 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送及び株式会社テレビ宮崎は放送による。

### ウ 県における伝達要領

- (ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- (イ) 当直員等は、次に掲げる場合には、直ちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
  - a 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
  - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
  - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。
- (ウ) 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。
- (エ) 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。

(オ) 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。

(カ) 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、直ちに関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。

(キ) 市町村における伝達要領

市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

(3) 注意報等

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

(参考)

熱帯低気圧の分類

熱帯低気圧	最大風速 (10 分間平均) 17m/s 未満
台風	最大風速 (10 分間平均) 17m/s 以上

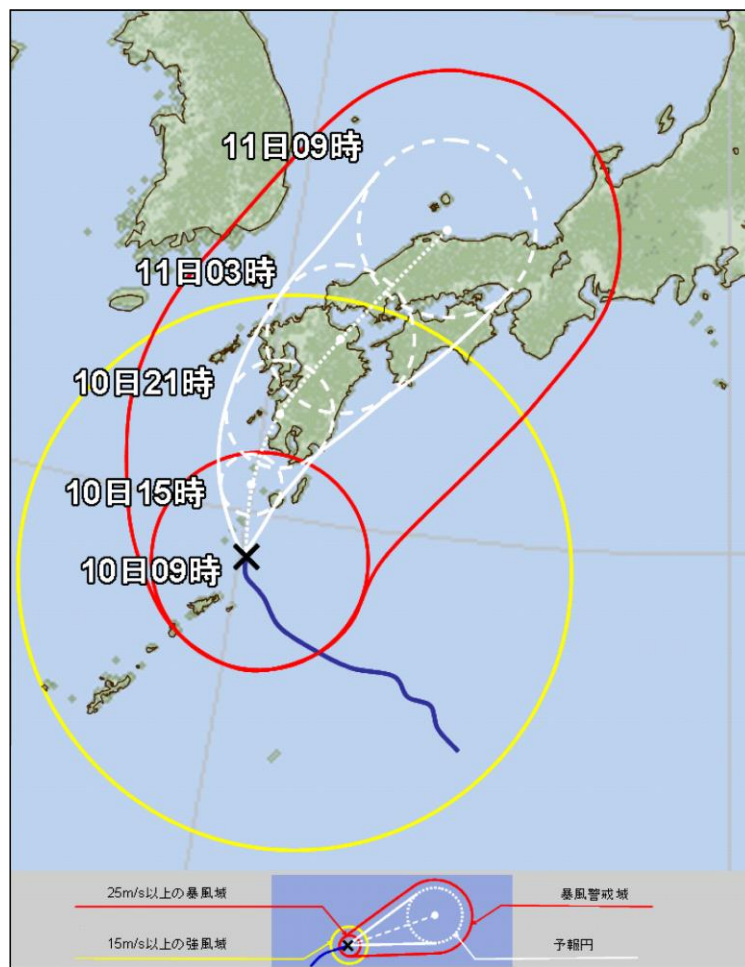
台風の大きさ

階 級	風速 15m/s 以上の半径
大型 (大きい)	500km 以上～800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

台風の強さ

階 級	中心付近の最大風速
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

台風の進路予報図 (例)



- ・実況部分:台風の中心位置、進行方向・速度、中心気圧、最大風速 (10 分間平均)、暴風域、強風域を表示。
- ・暴風警戒域: 台風の中心が予報円内に入った場合に暴風域に入るおそれのある範囲で、実線で標示される。そのため、予想円に予想される暴風域の半径を加えた半径が通過する範囲を赤色の実線で表示。
- ・予報円: 台風の中心が到達すると予想される範囲。

(24 時間予報までを表示する場合)

(72 時間予報までを表示する場合)

6、12、18、24 時間予報を表示

12、24、48、72 時間予報を表示

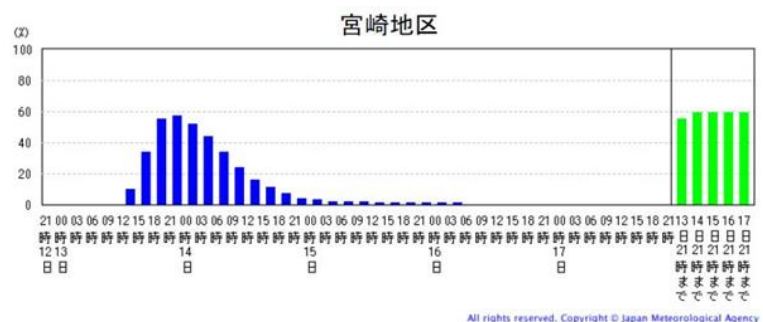
- ・予報した時刻に予報円内に台風の中心が入る確率は 70%。
- ・暴風域：平均風速で、概ね 25m/s 以上の暴風が吹いているか、地形などの影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を実線の円で表示。
- ・台風の動きが遅い場合には、12 時間先の予報を省略することがある。また、暴風域や暴風警戒域のない台風の場合には、予報円と強風域のみの表示になる。
- ・日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、1 時間ごとに現在の中心位置などを知らせる。同時に観測時刻の 1 時間後、更に 24 時間先までの 3 時間刻みの中心位置なども知らせる。
- ・また、市町村等をまとめた地域ごとに「暴風域に入る確率」が発表される。

右図に120時間先までの3時間

毎の値の時系列を示している。

値の増加が大きな時間帯に暴風域に入る可能性が高く、確率値の減少が大きな時間帯に暴風域から抜ける可能性が高くなる。

確率の数値の大小よりも、むしろ変化傾向やピークの時間帯に注目する必要がある。ある。



### 3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（(5)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

#### (1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を村長又は警察官に通報するものとする。

#### (2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに村長に通報するものとする。

#### (3) 村長の通報

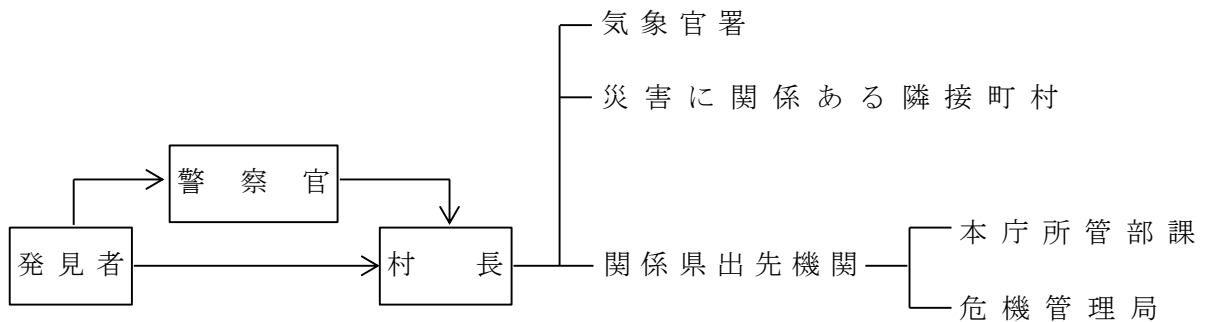
(1)及び(2)によって、異常現象を知った村長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。

ただし、(5)の表中、地象に関する事項の地震関係については通報後文書で行う



ものとする。

- ア 気象官署
  - イ 異常現象によって災害の予想される隣接町村
  - ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
  - エ その他の関係機関
- (4) 異常現象通報系統



(5) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第2款 避難誘導の実施

1 警戒活動等の実施

村長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難情報等の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。

2 要避難状況の早期把握

村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難の発令や避難指示の発令等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための避難準備情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

### 3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、村は、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

#### (1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、村・消防団等は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難情報等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

#### (2) 土砂災害のおそれのある箇所

村・消防団等は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

### 4 避難情報等の伝達

住民への避難情報等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示及び緊急安全確保の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

村は災害の切迫度に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

## 5 早期自主避難の実施

村長は、土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に、次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

### (1) 土砂災害発生のおそれの兆候

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合
- イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ 崖地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- カ その他

## 6 安全確保措置の周知

村が避難情報等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 7 高齢者等避難の発令時の対応

村は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

## 第3款 災害の未然防止対策

### 1 河川堤防等の巡視

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

### 2 ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ

じめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

### 3 道路パトロール、事前規制等の措置

村は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

### 4 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 村災対本部等の設置

村災対本部等の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、次のとおりとする。

#### 1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) その他総務課長が必要と認めたとき。

※暴風警報（陸上）のみが発表されたときは、情報連絡本部の設置に準じる措置として、総務課のみ情報収集のための予備的な体制をとる。

#### 2 災害警戒本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 大雨警報又は洪水警報発表時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
- (2) その他総務課長が必要と認めたとき。
- (3) その他村長が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

#### 3 村災対本部の設置

次の場合は、村災対本部を設置する。

- (1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のおそ

れがあるとき。

(2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) その他村長が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

## 第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

### 1 風水害時の職員参集・配備基準

大雨時の職員の配備については、次表のとおりとする。

体制	配備基準	主な対応
情報連絡本部体制 (配備基準：警戒配備) 本部長：総務課長 副本部長：防災G長 本部員：配備体制による	<ul style="list-style-type: none"><li>大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。</li><li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各班の情報連絡担当職員が配置につき、その他職員は待機の体制を取る。</li></ul>
災害警戒本部体制 (配備基準：非常配備) 本部長：総務課長 副本部長：建設課長 本部員：配備体制による	<ul style="list-style-type: none"><li>大雨警報又は洪水警報発表時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。</li><li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各班の所要職員が配備につき、その他の職員は必要に応じ配置につく体制を取る。</li></ul>
災害対策本部体制 (配備基準：特別非常配備) 本部長：村長 副本部長：副村長 本部員：全職員	<ul style="list-style-type: none"><li>台風が本県を直撃することが明らかなきとき。</li><li>台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかでかなりの被害が予想されるとき。</li><li>大雨警報又は洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。</li><li>その他村長が必要と認めたとき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本部の全組織が配備につく。</li></ul>

## 第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）

## 第4節 広域応援活動（共通対策編）

## 第5節 救助・救急活動

第1款 救助・救急活動（共通対策編）

## 第6節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動（共通対策編）

第2款 DMAT及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班による医療救護活動（共通対策編）

第3款 搬送体制の確保（共通対策編）

第4款 医薬品等の供給（共通対策編）

第5款 医療情報の確保等（共通対策編）

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第8節 避難収容活動（共通対策編）

第9節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第10節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）

第11節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動（共通対策編）

第13節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第14節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第15節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第16節 自発的支援の受け入れ（共通対策編）

第17節 災害救助法の適用（共通対策編）

## 第18節 農林水産物応急対策計画

### 1 農産物応急対策

#### (1) 種苗確保

ア 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合、村長は、関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて、管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病虫害防除対策

被害農産物及び罹災地域の農産物に病虫害が発生し、又は発生が予想される場合、技術員の現地調査に基づいて、共謀購入され、完備した防除機材を活用し、区長、防除班長を中心に、地域一斉防除を実施するものとする。

### 2 家畜応急対策

#### (1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、村においてあらかじめ計画しておくものとする。

#### (2) 家畜の防疫

家畜に対する防疫については、家畜診療機関を中心にして、住民に対する防疫に準じ、その性質、規模に応じ、班を編成して実施する。

#### (3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったとき、村長は、県に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を要請する。

### 3 水産物応急対策

#### (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、村長は、県に対し、その生産を確保するための斡旋の措置を要請するものとする。

#### (2) 病虫害等の防除指導

災害により、水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生蔓延のため必要がある場合、村長は、県に指導を仰ぐものとする。

## 第19節 雪害対策計画

### 1 道路交通の確保

#### (1) 除雪体制の整備

村は、除雪に当たっては、早急に対応するものとし、直ちに出動できる体制を整備しておくものとする。

#### (2) 情報連絡

村長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を県へ通報するものとする。

#### (3) 緊急通行車両の通行の確保

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、村は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### 2 なだれ対策

#### (1) 危険箇所の査察等

村及び各関係機関は、それぞれの管轄区域内でなだれの発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともに、その対策を検討しておくものとする。

#### (2) 標識の設置

なだれの発生が予想される危険箇所にはその旨を標示し、住民に周知徹底を図り、災害の防止に努めるものとする。

#### (3) 事故防止対策

村は、気象予警報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し、主要資器材の備蓄を図るものとする。

### 3 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

### 4 主要食料等の確保

#### (1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行うものとする。

#### (2) 生鮮食料品



貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体等と事前に協議を行い、迅速なる補給体制を確立しておくものとする。

## 5 通学児童生徒に対する措置

村教育委員会は、児童生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には、集団あるいは保護者、教員の引率又は危険箇所を迂回して登下校するよう指導する。

## 第4章 風水害復旧・復興対策

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

## 第 4 編 道路災害対策編



# 第 1 章 基本的考え方

## 第 1 節 基本的考え方

本編は、宮崎県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、村が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2章 道路災害予防計画

### 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

村は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

### 第2節 道路施設等の管理と整備

#### 第1款 事故災害等発生防止のための措置

##### 1 管理する施設の巡回及び点検

村は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。  
特に、山（崖）崩れ危険箇所等については重点的に行うものとする。
- (2) 大規模な地震などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

##### 2 安全性向上のための対策の実施

村は、施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については、詳細点検を行い、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 情報収集体制の整備

- (1) 村長に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から村長へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

村長は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

#### イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から警察、消防及び村等に入った事故災害等の発生情報を警察、消防及び村等間で速やかに相互に連絡できるような情報連絡体制を整えておく。

#### (2) 緊急時の通信体制の整備

村は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

## 2 通信手段の整備

村は、被害状況等の把握及び被害調査について、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

## 第2款 活動体制の整備

### 1 担当職員の招集・参集体制の整備

#### (1) 参集範囲の明確化

村長は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

#### (2) 招集連絡手段の整備

村長は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合を取りつつ、招集連絡手段を整備する。

### 2 関係機関相互の協力体制の整備

村長は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防団、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

### 3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

村長は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急かつ迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

#### **第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）**

#### **第4款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）**

#### **第5款 訓練、研修等の実施**

村長は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して、情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

### **第4節 道路利用者に対する防災知識の普及**

村長は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。



## 第3章 道路災害応急対策計画

### 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 第1款 災害情報の収集・連絡

##### 1 事故災害等状況の把握と確認

村長は、自己の管理する道路での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に特報する。

##### 2 通行の禁止又は制限

村長は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

##### 3 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、村長は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

#### 第2款 通信手段の確保

##### 1 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

村は、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

##### 2 NTT公衆回線の緊急増設

村は、設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

##### 3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の特報を入手した場合、速やかに、必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新

の通信手段を積極的に活用する。

#### 4 災害情報収集用ヘリコプターの利用

ヘリコプターテレビジョンシステムにより、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 活動体制の確立

村は、村の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び村防災計画の定めるところにより、村事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

## 第3節 交通誘導及び緊急交通路の確保

### 1 一般住民等への情報提供

村長は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

### 2 迂回路の確保

村長は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

### 3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

村は、警察、消防団、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

#### 4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

村長は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

#### 5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合、村は、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

#### 6 二次災害の防止

村は、道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

#### 7 緊急通行車両の通行の確保

村は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、村は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### 第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

#### 第5節 医療救護活動

##### 第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策（共通対策編）

#### 第6節 道路施設の応急復旧

共通対策編第3章第12節第1款「1 道路の応急復旧」による。

#### 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

##### 1 被災者及びその家族への対応

###### (1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

村長は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

###### (2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

村長は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

なお、説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、分かりやすい表現に心掛ける。

## 2 報道機関への広報

### (1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し、情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

### (2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などをきたさないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議したうえで、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握したうえで、正確な情報の提供に努めるとともに、分かりやすい情報提供を心掛ける。

### (3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

## 第5編 林野火災対策編



# 第1章 基本的考え方等

## 第1節 基本的考え方

椎葉村の森林面積は村土面積の90%以上を占めている。森林は、木材の生産や住民の生命、財産を守る土地の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。一度林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本編は、村内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため、村が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 災害履歴

年月日	災害記事
昭和44年8月12日	大河内地区 焼失面積31.9ha
平成5年4月10日	向山日添地区 焼失面積0.79ha
平成6年7月24日	下松尾地区 焼失面積0.75ha
平成6年12月7日	尾平地区 焼失面積23.4ha
平成7年9月15日	中山地区 焼失面積1.2ha
平成8年4月11日	弓木山地区 焼失面積5.5ha
平成14年4月4日	久津の元地区 焼失面積0.4628ha
平成17年4月17日	向山日添地区 焼失面積6.65ha

## 第2章 林野火災予防計画

### 第1節 林野火災に強い地域づくり

#### 第1款 林野火災対策の推進

村は、関係機関と緊密な連絡を取り、概ね次の事項について、計画的な林野火災対策を推進するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

#### 第2款 防火機能を有する林道、森林の整備

村は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むとともに、マップを作成するものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

#### 第3款 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 火災警報の発令等  
気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を取る。
- (2) 火災警報の周知徹底  
火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。
- (3) 火入れの対応  
火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく村長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。
- (4) 火の使用制限  
気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時



等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

#### 第4款 林野所有（管理）者への指導

村は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（11月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

#### 第5款 林野火災特別地域対策事業の推進

本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっていることから、村は、本事業の推進に努めるものとする。

## 第2節 災害防止のための気象情報等の充実

### 1 火災気象通報

村長は、県から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

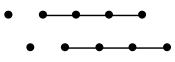
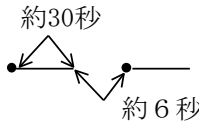
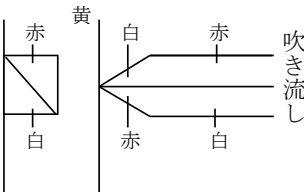
火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%を下り、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

<火災警報信号>

打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
<p>火災警報発令信号</p>  <p>1点と4点のまだら打ち</p>	 <p>約30秒 約6秒</p>	 <p>吹き流し 吹き流し</p> <p>赤地の白字、形状大きさは、適宜とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>火災警報発令中</p> </div> <p>掲示板</p>

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 多様な情報収集手段の活用

村は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

##### 2 通信手段の確保

村は、住民に対する災害情報等を広報するため、村防災行政無線の整備を推進する。

村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

#### 第2款 活動体制の整備

##### 1 活動体制の整備

村は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

##### 2 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

村は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

### 第3款 消火体制の整備

#### 1 消防体制の整備

村及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

#### 2 消防施設・設備の整備

村は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

## 第4節 住民の防災活動の促進

### 第1款 防災知識の普及、予防啓発活動

村は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

#### 1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

村は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

#### 2 防火パレードの実施

村は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

#### 3 広報等の実施

村は、林野火災に対する喚起を促すため、広報紙等による広報宣伝に努める。

#### 4 その他各種広報の実施

村は、あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

### 第2款 防災訓練の実施

村は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、

NTT、トラック協会等関係機関の参加を得て行うものとする。

## 第3章 林野火災応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 活動体制

##### 1 迅速な連絡と出動体制

村は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第1であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

##### 2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、村は、現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接町村等への応援出動要請の準備を行う。

##### 3 災害対策本部の設置

火災が拡大し、1市町村では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の任務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 応援協定等に基づく隣接町村等の応援隊の出動要請
- (2) 空中消火の要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

#### 第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

##### 1 林野火災発生時の職員参集・配備基準

林野火災発生時の職員の配備については、次表のとおりとする。

体制	配備内容	配備基準
情報連絡本部体制 (配備基準：警戒配備) 本部長：総務課長 副本部長：防災G長 本部員：配備体制による	・各班の情報連絡担当職員が配置につき、その他職員は待機の体制を取る。	・林野火災が発生し、空中消火が必要と予想される時。
災害警戒本部体制 (配備基準：非常配備) 本部長：総務課長 副本部長：建設課長 本部員：配備体制による	・各班の所要職員が配備につき、その他の職員は必要に応じ配置につく体制を取る。	・林野火災が発生し、延焼するなど、その拡大が予想され、災害警戒本部が設置されたとき。
災害対策本部体制 (配備基準：特別非常配備) 本部長：村長 副本部長：副村長 本部員：全職員	・本部の全組織が配備につく。	・林野火災が発生し、延焼するなど、その拡大が予想され、災害対策本部が設置されたとき。

## 第2節 災害情報の収集・連絡

### 第1款 火災通報

(1) 村は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに、関係機関（警察署、消防団、隣接町村等）に通報を行う。

(2) 村は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。

(3) 村は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは、県（危機管理局）に即報を行う。

ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される場合

エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、二次災害の危険性が予想される場合

オ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

- ・ 焼損面積が10ha以上の場合
- ・ 人身事故を伴った場合
- ・ 重要な森林（保安林、自然公園等）
- ・ 空中消火を要請又は実施したもの
- ・ 住家等へ延焼するおそれがあるもの

第1号様式 (火災)

第 報

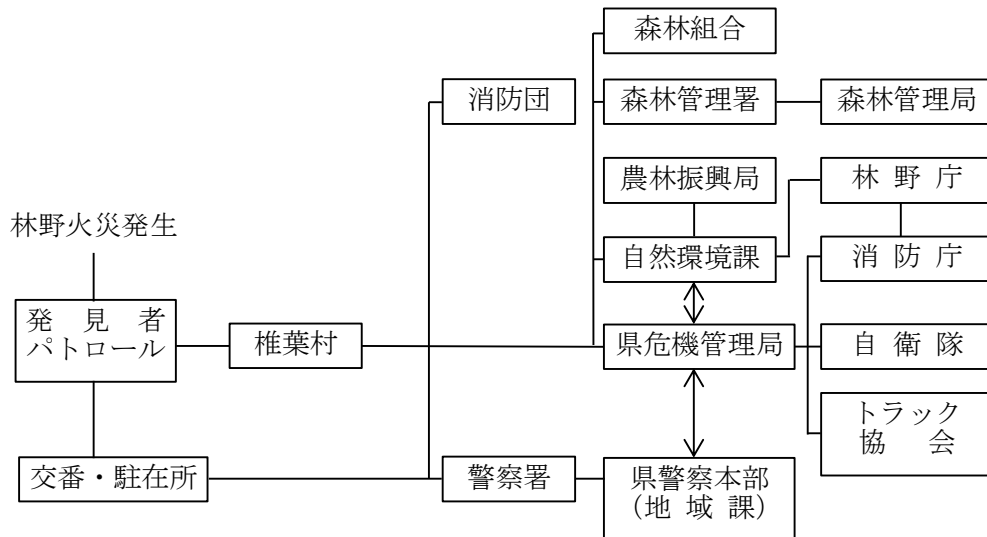
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物		2. 林野		3. 車両		4. 船舶		5. 航空機		6. その他	
出火場所												
出火日時	月	日	時	分	(鎮圧日時)	(	月	日	時	分)		
	(	月	日	時	分)	鎮	火	日	時	分)		
火元の業態・用途						事業所名						
						(代表者氏名)						
出火箇所						出火原因						
死傷者	死者 (性別・年齢)				人	死者の生じた理由						
	負傷者 重症				人							
	中等症											
	軽傷											
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	棟	棟	計	棟	焼損面積	建物焼損床面積			m <sup>2</sup>
		半焼							建物焼損表面積			m <sup>2</sup>
		部分焼						林野焼損面積			a	
		ぼや										
り災世帯数						気象状況						
消防活動状況	消防本部 (署)				台	人						
	消防団				台	人						
	その他					人						
救急・救助活動状況												
その他参考事項												

## 第2款 林野火災通報等連絡系統

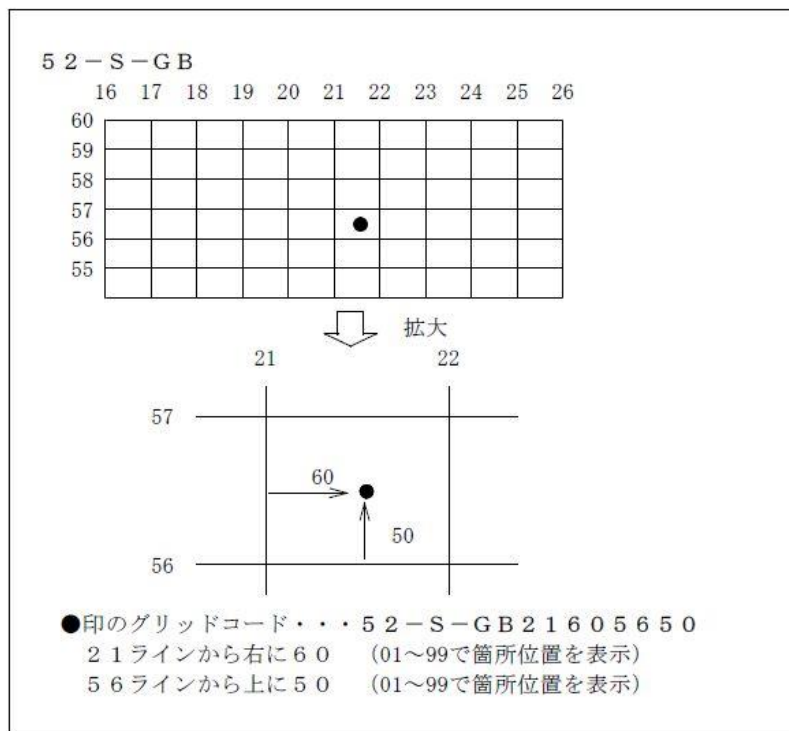
林野火災通報に係る連絡系統は、次のとおりである。



## 第3款 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。このマップは、国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだものである

UTMグリッドコードの読み方





## 第3節 広域応援活動

### 第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保（共通対策編）

## 第4節 消火活動及び救急・救助活動

### 第1款 地上防御

#### 1 消火体制の確立

村は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって、延焼速度は速く、第二次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、村は、自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

#### 2 防御作戦

村は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、

- (1) 延焼方向の側面から進入する方法
- (2) 焼け跡から進入する方法
- (3) 等高線から進入する方法
- (4) 谷川から進入する方法
- (5) 山の反対側から侵入する方法

があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

#### 3 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処する。

#### 4 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

村の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

## 5 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し、処理することが困難である。特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、村の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、村は、巡視を行い異状を発見した場合、直ちに対策をたてる。

## 第2款 空中消火

### 1 空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し、消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

#### (1) 現地指揮本部

村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

#### (2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で、村は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

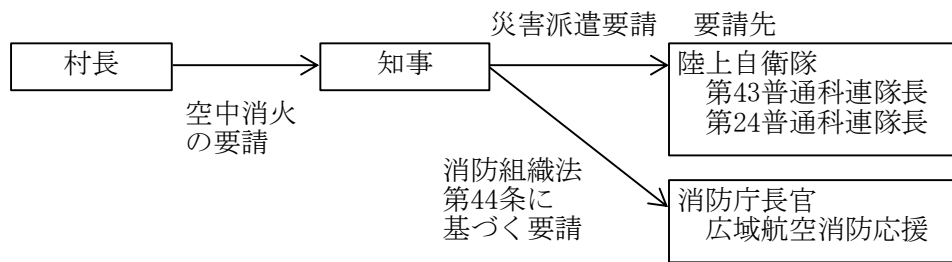
## 2 空中消火の要請基準

村が空中消火を要請する基準は、次のとおりとする。

- (1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

## 3 空中消火の要請手続

空中消火の要請は、次の系統図により行う。



村長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、村長自身か村長の意志を直接伝達し得る立場の者（副村長、教育長又は総務課長）とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- (1) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (2) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (3) 資機材等の空輸の必要の有無
- (4) 空中消火用資機材等の整備状況
- (5) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

## 4 空中消火の準備

- (1) 現場の状況等の報告

村長等は、村防災計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

- (2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、所要の措置を取る。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(4) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県（危機管理局）は、他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

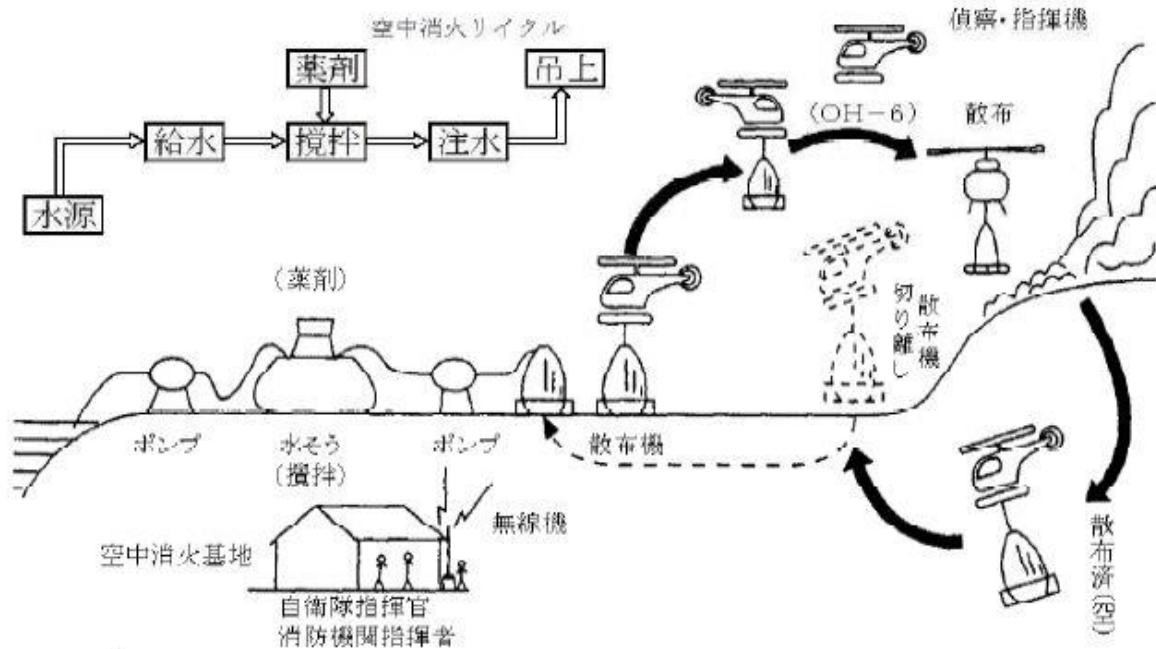
(5) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）及び村は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて、県警察は、輸送車の先導あるいは交通規制等の措置を取る。

(6) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、村は、地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立会わせるものとする。



## 5 空中消火活動

### (1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、村及び県へ報告するものとする。

### (2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

### (3) 報告

村は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに、県（危機管理局）に次の事項について報告する。

県は、その報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- ① 発生場所
- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防職員及び消防団員の出場状況
- ⑥ その他必要な事項

## 6 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は、村の負担とする。

### (1) 県の保有する資機材の使用に係る次の経費

- ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ 毀損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

### (2) 自衛隊の派遣部隊等に係る次の費用

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(1)及び(2)とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

### 第3款 救助・救急活動（共通対策編）

## 第5節 医療救護活動（共通対策編）

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1款 緊急輸送のための交通の確保（共通対策編）

### 第2款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

## 第7節 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、次のとおりとする。

### 第1款 入山者等の実態の把握

村は、林業作業期（夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。

ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、村は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

村は、設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認する。

### 第2款 避難誘導

村は、避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

#### 1 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

#### 2 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

### 3 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

## 第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

村は、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

## 第9節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに、砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに、植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。





## 第 6 編 水防計画編



# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）および宮崎県水防計画の定めるところにより椎葉村下の各河川、ため池の洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め水防活動に遺憾なきを期するものとする。

## 第2節 用語の定義

- 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
- 指定水防管理団体 水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。
- 水防管理者 水防管理団体である市町村長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
- 消防機関の長 消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。
- 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。  
県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 水防警報 河川について国土交通大臣又は知事が洪水等によって災害が起こるおそれがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 洪水予報河川 2つ以上の都道府県にわたる河川、又は流域面積の大きい河川で、洪

水により大きな損害が生ずるおそれがあるとして指定された河川で、気象庁長官と国土交通大臣が法第 10 条第 2 項に基づき、又は気象庁長官と知事が法第 11 条に基づき、共同で洪水予報を発表する河川をいう。

- 水位周知河川 洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとしてあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。
- 水防団待機水位 河川の水位が、これ以上増水すると、その沿岸に何らかの災害が予想される水位であって、各河川の特定地点ごとに、あらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第 12 条第 1 項で規定される通報水位）。
- 氾濫注意水位 河川の水位が相当に上り、その沿岸において災害が発生しはじめるか、又は発生の可能性が強くなり、特に嚴重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第 12 条第 2 項で規定される警戒水位）。
- 避難判断水位 水位周知河川において、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令する判断の目安の一つとなる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう。
- 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村が行う避難情報等の判断の目安となる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）。
- 重要水防箇所 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 洪水浸水想定区域 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

### 第 3 節 村の水防責任

村は、水防管理団体としてその管理区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）

- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (8) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (12) 公務負担（法第 28 条）
- (13) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (14) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (15) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (17) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (18) 消防事務との調整（法第 50 条）

#### 第 4 節 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。  
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

##### ○水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

## 第5節 住民の義務

住民は、常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

- (1) 水防活動への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

## 第2章 水防組織と機構

### 第1節 水防本部の機構

#### 1 水防本部の組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、村は村役場に水防本部を設置し、事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

水防本部の組織は〔第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立〕〔第3編 風水害等対策編 第3章 風水害応急対策計画 第2節 活動体制の確立〕に準ずる。

### 第2節 水防団（消防団）の組織

#### 1 水防団の組織

本村において、水災を警戒し防御するための活動（以下「水防活動」という。）は、椎葉村消防団が行うものとする。

## 第3章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防倉庫

- (1) 水防管理団体は当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫、その他代用蓄場を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- (2) 水防管理者（村長）は、村内の水防区域を十分調査して水防活動が十分に行われるよう既設の水防倉庫の他、適当な備品場所を選定し、十分な資機材を備蓄するものとする。  
水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況は、[資料編 資料 21 村有資機材一覧] のとおりである。

### 第2節 備蓄資器材

#### 1 資材及び器材

水防管理団体の水防資器材の備蓄基準は下記のとおりである。（宮崎県水防計画より）

水防管理団体の水防資器材の備蓄基準

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太 長 6メートル 径 0.06メートル	本	50	スコップ	丁	20
同 長 3メートル 径 0.06メートル	本	80	鋏	丁	4
同 長 2メートル 径 0.06メートル	本	70	掛 矢	丁	4
竹 長 6メートル 径 0.03メートル	本	70	の こ	丁	4
空 俵	俵	200	ベンチ（6インチ物）	本	6
か ま す	枚	200	担 棒	個	20
む し ろ	枚	100	て み	個	20
縄（1巻3貫物）	玉	20	も っ こ	個	20
鉄 線	kg	60	懐 中 電 灯	個	10
照 明 灯	個	2	槌	個	2
お の	丁	3	工 業 車	台	1
片 ハ ン マ ー	丁	3	か す が い	本	30

備考

- (1) 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
- (2) むしろ、かます、俵等は最悪の場合を想定してあらかじめ徴収の方法を講じておくこと。
- (3) 標準備蓄資材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
- (4) 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更するものとする。



- (5) 資材中腐敗損傷のあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

## 2 水防資機材の調達

水防団において、状況の急変等により、水防本部に要請する暇のないときは、各分団長また部長は、最寄りの業者等から調達することができる。この場合においては、その旨を水防管理者に報告するものとする。

また、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材または県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省宮崎河川国道事務所長または県土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

## 第3節 非常輸送

水防管理者は非常の際の輸送を確保するためあらゆる非常事態を想定し、関係機関相互の連絡経路及び資材輸送等についてあらかじめ協議しておくものとする。

村の自動車等保有状況は、資料24のとおりである。

また、村内の重要水防区域における輸送経路図を作成した場合は、県土木事務所に提出しておくものとする。

## 第4章 通信連絡及びその系統

### 第1節 通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶や通信施設の停電等に係る対策を強化し、迅速で確実な連絡を行うため、無線通信施設の適正な維持管理に努めるものとする。

#### (1) 県の無線通信施設

県の無線通信施設は、宮崎県総合防災情報ネットワークとして整備され、この施設で水防活動に必要な水防情報の収集連絡を行う。

#### (2) 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めなければならない。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう平常より協議しておくものとする。

#### (3) 非常無線通信

水防団（消防団）長又はこれらの命を受けた者は、有線通信施設を利用することができない場合、水防上緊急を要する通信を行うため、非常無線通信を利用することができる。

#### (4) 報道機関の活用

各関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため携帯ラジオを備えるように努めるものとする。

### 第2節 情報の伝達系統

#### 1 水防管理者への伝達

関係機関が行う洪水予報及び水防警報等の情報の水防管理者への伝達系統は、[第3編 風水害等対策編 第3章 風水害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対応 第1款 警報等の伝達] のとおりである。

なお、伝達手段は、ファクシミリ、加入電話または防災行政無線等を使用する。

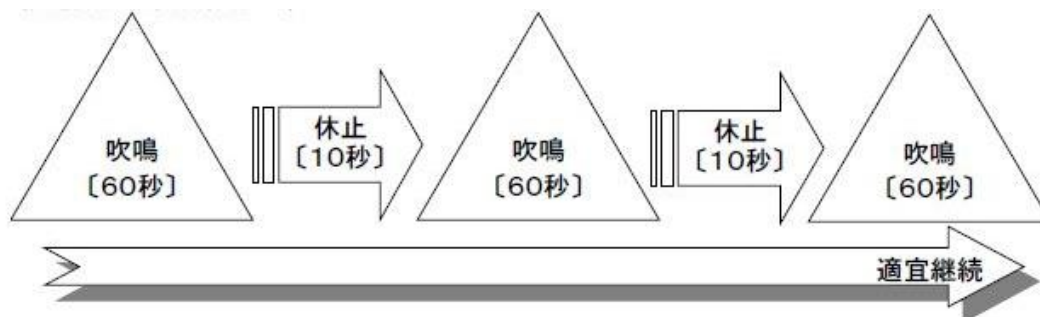
#### 2 水防の機関等への伝達

関係機関が行う洪水予報及び水防警報等に関する通知を受けた総務部危機管理課は、水防団及び水門操作員に情報を伝達するものとする。

伝達手段は、ファクシミリ、加入電話または、防災行政無線等を使用する。

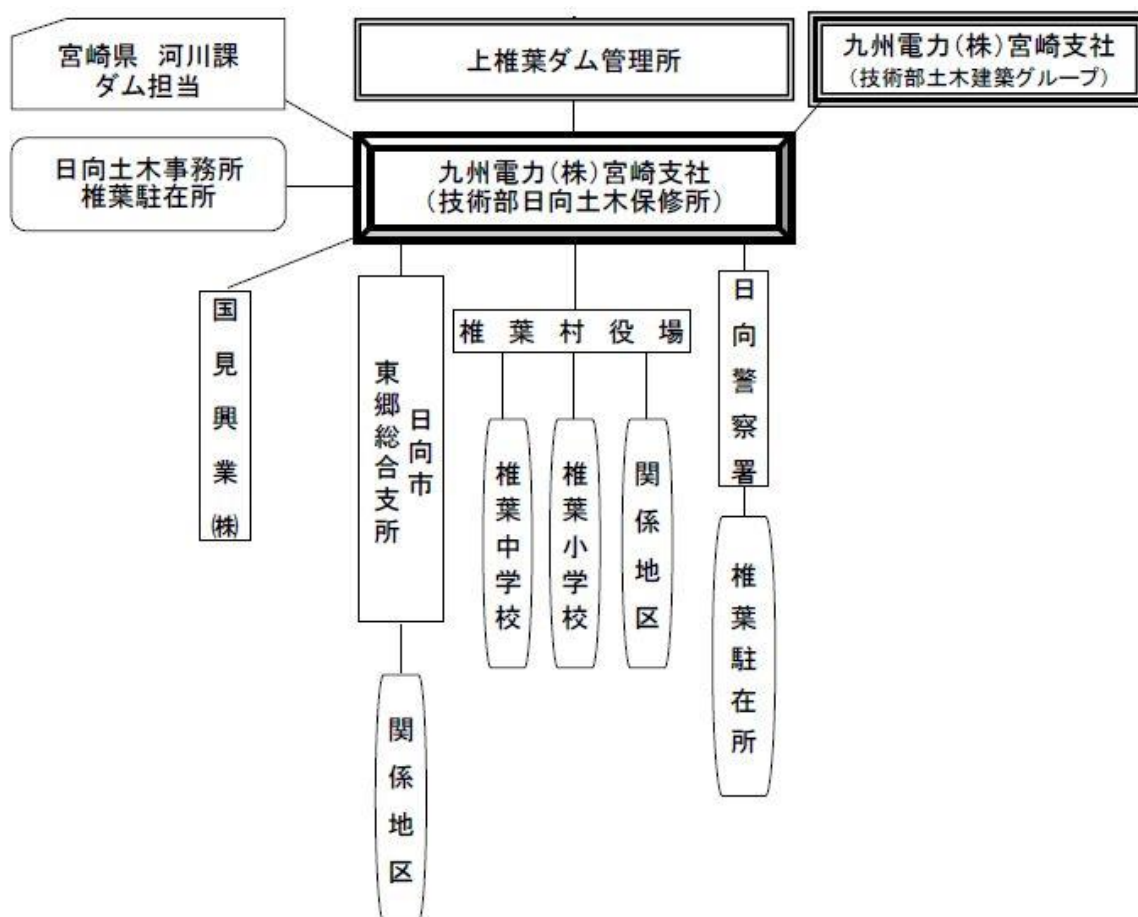
### 3 ダム放流伝達系統図

(1) ダム放流時吹鳴方法（上椎葉ダム、岩屋戸ダム）

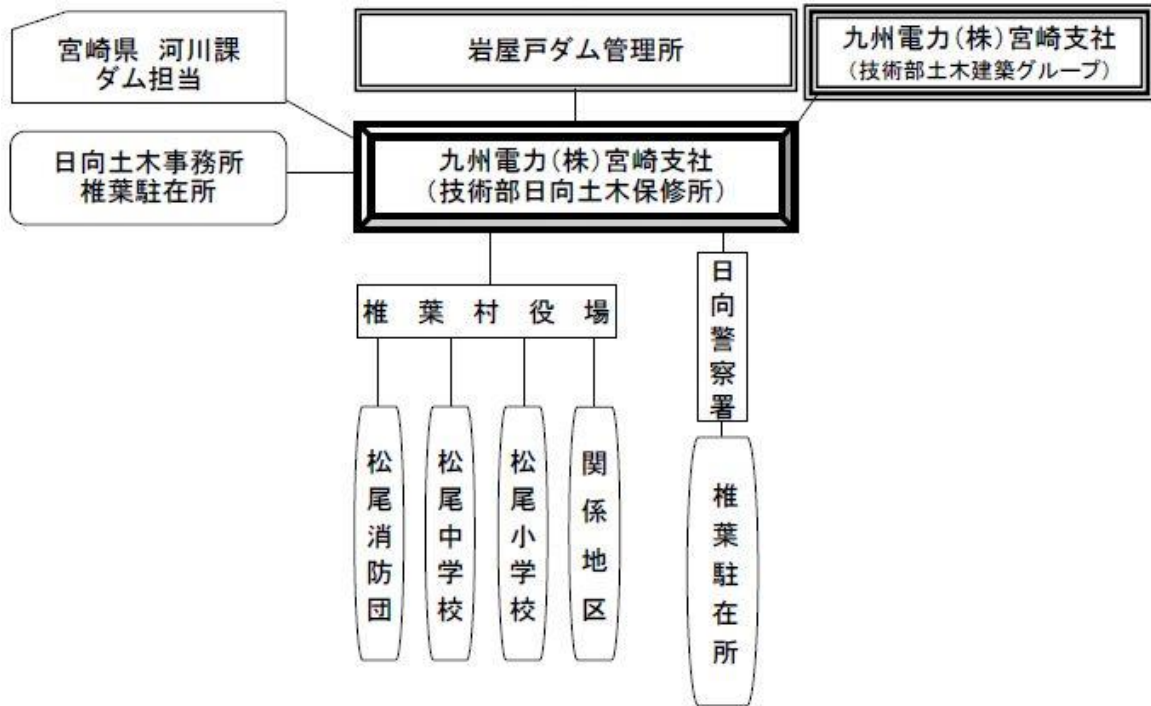


(2) ダム放流連絡系統図

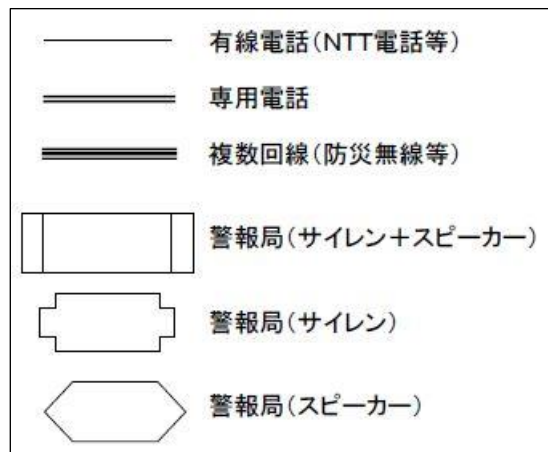
耳川水系耳川 上椎葉ダム放流連絡系統図



耳川水系耳川 岩屋戸ダム放流連絡系統図



(ダム放流連絡系統図の凡例)



## 第5章 重要水防箇所及び水害時の危険箇所

洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所と認められる箇所を重要水防箇所といい、本村の区域に係る県知事が管理する河川の重要水防箇所、その他の水害時の危険箇所等は、次のとおりである。

### 第1節 知事が管理する河川の重要水防箇所

宮崎県の管理するすべての河川を対象として、堤防高や断面、法崩れや洗掘の状況について、背後地に住宅、学校・病院・道路等の公共施設、防災上の配慮をする者が利用する施設、その他不特定多数の者が利用する施設が存在する箇所を評定し、「浸水被害の危険度の特に高い箇所：A」、「浸水被害の危険度の高い箇所：B」、「要注意箇所」に区分している。

以下、本村区域に係る箇所を示す（番号は、宮崎県水防計画に記載の表と共通）。

宮崎県が管理する河川における重要水防箇所（A）

土木事務所	番号	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況
日向	17	耳川	下福良 1829 番地先	左岸	300m	計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地
日向	18	耳川	不土野 394 番地先	右岸	1200m	計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地
日向	19	耳川	不土野 394 番地先	左岸	1000m	計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積み土のう工	住宅地
日向	27	十根川	下福良 1647-98 番地先	右岸	400m	計画高水位の設定がないが被害が予想される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積み土のう工	住宅地

宮崎県が管理する河川における重要水防箇所（B）

土木事務所	番号	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	水防工法	背後資産の状況
西都	27	一ツ瀬川	大字大河内字平～字野々首	右岸	1000m	無堤	水があふれる	積み土のう工	R265号、住宅、小学校、集会場
西都	62	矢立川	大字大河内字矢立	左岸	100m	無堤	水があふれる	積み土のう工	住宅地
日向	11	耳川	松尾 1063 番地先	左岸	100m	計画余裕高不足	水があふれる	積み土のう工	住宅地
日向	31	小丸川	大河内 362 番地先	左岸	300m	計画余裕高不足	水があふれる	積み土のう工	住宅地

## 第2節 その他の水害時危険箇所

### 1 土砂災害危険箇所

村内における土砂災害警戒区域箇所（土石流・急傾斜地・地すべり）は「資料編 資料8 土砂災害警戒区域等一覧」のとおりである。

## 第6章 洪水予報及び水防警報

### 第1節 洪水予報の種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報） 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報） 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報） 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	氾濫が発生したとき

注1： 予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位上昇時には、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類を選定するものとする。

注2： 予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位下降時には、洪水予報の切替を行わない。ただし、予報区域内の一部の観測所が明らかに安全である場合等、合理的な理由があれば洪水予報の切替を行ってもよい。

注3： 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注4： 「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

注5： 「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注6： 「氾濫発生情報（洪水警報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

### 第2節 水防警報

#### 1 水防警報の発表と通知

県知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川等について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

## 2 安全確保の原則

津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

## 3 水防警報の段階

河川等に係る水防警報発令の段階は次のとおりである。

待 機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出 動	水防機関が出動する必要があるとき
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

## 4 水防警報の発令基準

県知事が、水防法第 10 条第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 16 条第 3 項の規定に基づき通知する洪水予報及び水防警報等の発令基準は次のとおりである。



知事が管理する河川

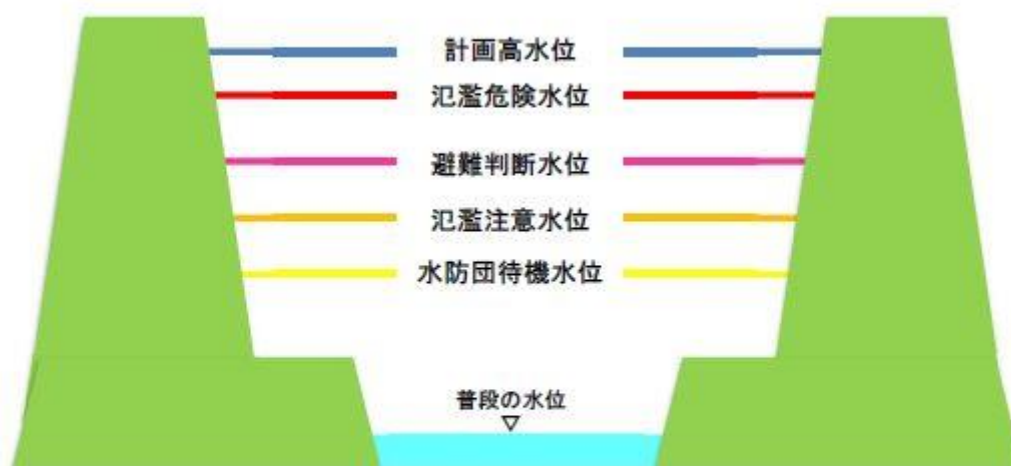
河川名	対象区域		
	左右岸	上流側起点	下流側起点
小丸川	左岸	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字市谷 1906 番 1 地先	東臼杵郡美郷町南郷神門字石越 4350 番 4 地先
	右岸	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字久保 1235 番地先	東臼杵郡美郷町南郷神門字渡場瀬 4190 番 1 地先
小丸川	左岸	日向市東郷町下三ヶ字中水流 1396 番丙地先	日向市東郷町下三ヶ字倉谷 1982 番 5 地先
	右岸	東臼杵郡美郷町南郷神門字向山 4319 番 2 地先	日向市東郷町下三ヶ字一松露 1748 番 3 地先
耳川	左岸	日向市東郷町八重原迫野内字河原大内原ダム下流端	海
	右岸	日向市東郷町八重原迫野内字荒内大内原ダム下流端	
一ツ瀬川	左岸	児湯郡西米良村大字上米良字二畝の谷上米良ダム下流端	児湯郡西米良村大字村所字三久保 133 番 6 地先
	右岸	児湯郡西米良村大字上米良字榎之口上米良ダム下流端	児湯郡西米良村大字村所字広瀬 264 番 16 地先
一ツ瀬川	左岸	西都市大字穂北字山内杉安橋	海
	右岸	西都市大字南方字竹添杉安橋	

河川名	観測所	観測所管理者	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	備考
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
小丸川	天神橋	県	2.60m	3.20m	3.20m	4.40m	水防警報河川 水位周知河川
	中水流橋		5.20m	5.80m	5.80m	6.90m	
耳川	東郷橋		3.00m	4.00m	4.10m	5.10m	
一ツ瀬川	村所橋		3.80m	4.50m	4.90m	5.30m	
	杉安橋		3.20m	3.70m	4.10m	4.90m	
	瀬口橋		5.50m	6.90m	7.00m	8.20m	
	一ツ瀬橋		3.50m	4.40m	5.60m	6.00m	

■参考：水防活動に必要な予報及び警報の種類

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表官署
水防活動用気象注意報	大雨注意報	宮崎地方気象台
水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報	
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	
水防活動用洪水警報	洪水警報	

## 河川における水位の種類(イメージ図等)



- (1) 計画高水位  
河川改修の基準となる水位。  
・ 河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。
- (2) 氾濫危険水位  
洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがあり、市町村長が避難勧告等を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。水防法第13条に規定する特別警戒水位にあたる。  
・ 堤防の整備状況や河道の流下能力等を総合的に勘案しつつ、避難勧告等の住民への周知及び避難に要する時間等を考慮して設定されている。  
・ 水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な水位観測所に設定される“氾濫の恐れが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられるとともに、水位周知河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。
- (3) 避難判断水位  
市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位。  
・ 氾濫注意水位と氾濫危険水位の間に位置し、避難場所の開設を要する時間等を考慮して設定されている。  
・ 水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。
- (4) 氾濫注意水位  
水防活動の目安となる水位。  
・ 河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。  
・ 水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。
- (5) 水防団待機水位  
氾濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。  
・ 氾濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。  
・ 河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。  
・ 水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。

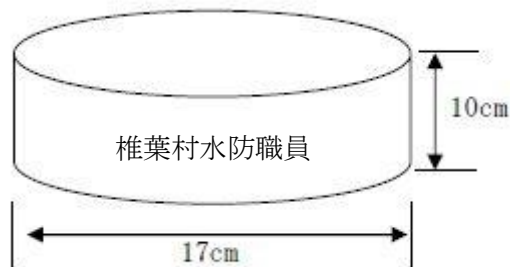


### 第3節 水防標識と水防信号

#### 1 水防標識

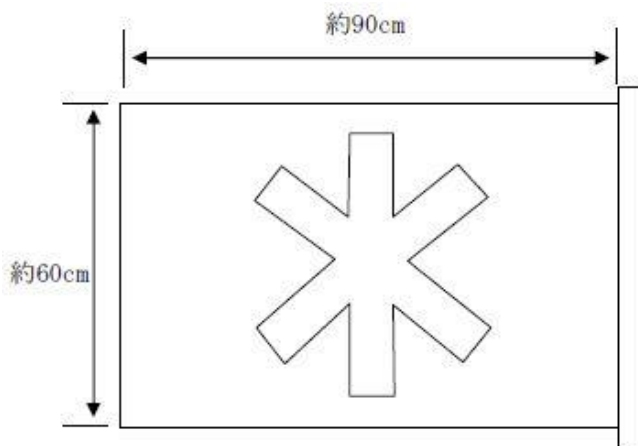
##### (1) 水防職員の標識

水防に従事する村職員は図示の腕章を左腕に付けるものとする。



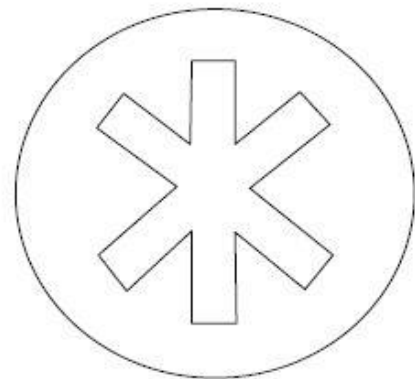
##### (2) 優先通行及び緊急通行の標識

法第18条、第19条に規定する標識は次のとおりである。



(イ) 標 識

(注) 白布、水の文字は赤色



自動車ヘッドライト

(注) 白布、水の文字は赤色

##### (3) 水防職員の身分証票

法第49条の身分証票は次のとおりである。

(表面)

<b>水 防 職 員 の 証</b>	
	第 号
所属機関	
職名、氏名	( 年 月 日生)
上記の者は、水防法第 49 条の規定に基づく水防職員である。	
令和 年 月 日	
水防管理者：椎葉村長 ㊤	

9cm

6cm

(裏面)

<b>水 防 法</b>	
(抜粋)	
第 49 条 都道府県知事または水防管理者は、水防計画を作成するために必要 があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、または当該職員、 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地を立ち入 らせることができる。	
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、前項 の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を 携帯し、関係人に請求があったときは、これを提示しなければならない。	
第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金または拘留 に処する。	
(1)、(2) <省略>	
(3) 第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提 出し、または同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

9cm

6cm

## 2 水防標識

法第 20 条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防（消防）団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号（水防第3信号）

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
(水防第1信号) 警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第2信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第3信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第4信号) 避難信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ 休止 ○ 休止

(備考)

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

# 第7章 水防活動

## 第1節 水防巡視

### 1 平時の監視

水防団は、平常時から随時に村域内の河川またはため池を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに建設課に連絡し必要な指示を求めるものとする。

水防に関する連絡を受けた建設課は、速やかに現状を調査し、当該河川管理者に連絡し必要な指示を求めるものとする。

### 2 非常時の監視等

#### (1) 水防団の待機

村長は、水防団待機を示す水防警報の通知を受けたとき、または河川水位が水防団待機水位に達したときは、直ちに当該河川の警戒を担当する水防団に待機を通知するものとする。

#### (2) 水防団の出動

村長は、水防団出動を示す水防警報の通知を受けたとき、または河川水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、直ちに当該河川の警戒を担当する水防団に出動を要請するものとする。

要請を受けた水防団は、直ちに装備を整え出動し、水防上必要な監視、警戒、連絡等を行うものとする。

#### (3) 異常時の対応

村長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、日向土木事務所長及び河川管理者等に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じるものとする。

なお、活動は水防団員の安全確保を最優先として行い、水防団員の生命に危険がおよぶ可能性がある場合には速やかに退避させるものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

### 3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法は、資料2のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。村は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第2節 警戒区域の設定と立ち退きの指示

### 1 警戒区域の設定

水防活動を行う水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において現地に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して当該区域への立入りの禁止、制限、またはその区域からの退去を命ずることができる。(水防法第21条第1項)

また、水防団長、水防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員または消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 2 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、村長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、住民に周知するものとする。

その場合、村長は、住民及び水防活動を行う者の安全を確保するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(水防法第25条、第26条)

### 3 避難のための立ち退きの指示

- ① 村長は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区

域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都城警察署長にその旨を通知するものとする。（水防法第29条）

- ② 村長は、避難のための立ち退きを指示する場合は、当該地域に近接する一次避難所及び二次避難所を開設し、住民の避難に十分に対応できる受入態勢を整えるとともに、避難先及び安全な経路について住民への周知を行うものとする。

避難は原則として避難者各個に行うものとするが、必要に応じて、関係機関の車両や舟艇等を利用して要配慮者等の輸送を行うものとする。

また、指示の状況を、都城土木事務所長に速やかに報告するものとする。

- ③ 村長は、警察と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

#### 4 避難のための立ち退きの周知

村長は、避難のための立ち退きの万全を図るため、危険区域や避難場所、避難経路等を明示した防災マップや広報紙、ホームページ等を活用した避難に関する広報活動の実施を通じて、避難場所、避難経路等についてあらかじめ住民に広報、周知を講ずるものとする。

災害時における村長から住民までの立ち退き指示の伝達方法については、テレビ放送、ラジオ放送、防災行政無線、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車、水防団による広報、電話・ファクシミリ、登録制メール、水防団・警察・自主防災組織、自主公民館、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要なと認める地域の住民等への周知を徹底する。

また、村長は、地域の広狭、人口の多少、情報インフラの状況、公共団体職員、警察官及び水防団員の数の多少等それぞれの地域の実情に応じた伝達方法をあらかじめ定めるものとし、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練を実施する。

### 第3節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

#### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、村長、水防団長、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には村長に高齢者等避難、避難指示（以下、避難情報等という。）の発令に資する事象として情報提供するものとする。



## 2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、村長、水防団長、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第4節 水防の解除

村長は、警戒をする河川の水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、出動中の水防団を現場から撤収させ待機するよう通知するものとする。

前記により現場を離れる水防団は、管轄区域の堤防及び周辺の状況について点検を行い、異常の有無を水防本部に報告するものとする。

また、水防本部は、河川に危険がなくなったことについて、住民への周知を図るものとする。

村長は、警戒をする河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、当該河川の水防体制を解除することができる。

水防団は、水防体制解除後においては、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部に報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第8章 協力及び応援

### 1 水防団体相互の応援及び相互協定

村長は、水防のため緊急の必要があるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年締結）に基づき、近隣の水防管理者に対して、応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 2 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、村が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材または備蓄資器材の貸与
- ⑤ 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- ⑥ 水防活動の記録及び広報

### 3 警察との連携

村長は、村域を管轄する警察署との連携を密にし、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求め、風水害を警戒、応急工作等を行うとともに、被害の軽減に努める。その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

### 4 自衛隊の派遣要請

村長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、村長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

## 5 国、県及び宮崎地方気象台等との連携

### (1) 水防連絡会

村は、県や国土交通省宮崎河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水等の予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

### (2) ホットライン

村は、河川の水位状況については、国土交通省宮崎河川国道事務所及び県土整備部都城土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については宮崎地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

## 6 住民、自主防災組織等との連携

村は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第9章 水防訓練等

### 第1節 水防訓練

法第32条の2の規定による水防訓練は、訓練実施要領を定め実施するものとする。

実施時期は5月～9月の間に行うものとし、水防訓練で取り組むべき事項は次のとおりとする。

- ① 観測（水位・潮位・雨量・風速）
- ② 通報（電信・無電・伝達）
- ③ 動員（水防団・消防団・消防団の動員・居住者の応援）
- ④ 輸送（資材・器材・人員）
- ⑤ 工法（各水防工法）
- ⑥ 樋門、角落しの操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

### 第2節 費用負担と公用負担

#### 1 費用負担

村がその管轄区域の水防に要する費用は、村が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のため要する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と村との間の協議によって定める。

また、村の水防活動によって、村区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担方法は、両者の協議によって定めるものとする。

#### 2 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、村長、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、村長から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使

することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、村長、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、村長から委任を受けた者にあつては、村長より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれらを提示しなければならない。

<b>公用負担命令権限証明書</b>	
水防団（消防団）長 氏名	
上記の者は、〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。	
令和 年 月 日	
水防管理者：椎葉村長	
印	

9cm

6cm

(3) 公用負担証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成しその 1 通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

<b>公 用 負 担 証</b>				公負第 号
目的物	種類			
負担内容	使用	収容	処分等	
令和 年 月 日				
水防管理者：椎葉村長				印
事務取扱者				印
様				

14cm

20cm

#### (4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、村は、時価によりその損失を補償しなければならない。

### 第3節 水防報告等

#### 1 水防記録

村長は水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、様式第2号により土木事務所長に報告するものとし、土木事務所長は様式第1号により県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測所
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦ 法第28条による収用または使用器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時所有したときはその箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- ⑩ 応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指揮者の指名
- ⑭ 立退きの状況及びそれを示した事由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 功労者及び功績
- ⑰ 事後の水防に考慮する必要がある点その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

#### 2 水防報告

村長は、水防活動が終結したときは、その状況を様式第3号により、水防活動実施後3日以内に土木事務所長を経由して県水防本部長に報告する。

※水防実施状況報告書記載上の注意

様式第1号

- ① 土木事務所長は各水防管理団体から提出された様式第2号を集計して様式第1号を作成すること。
- ② 様式第1号に様式第2号を附して県水防本部長あてに2部提出すること。
  - イ 出水の概況（出水時の模様を具体的に記入すること。）
  - ロ 水防実施箇所（箇所数のみを記載すること。）
  - ハ 水防開始の日時および終結日時（管下水防管理団体中出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載すること。）
  - ニ 作業の概要（工法の種類と工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。）

様式第2号

- ① 各水防管理団体および土木事務所で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- ② 水防管理団体は、土木事務所長に箇所ごとの報告書を集計をつけて3部提出すること。
- ③ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所の欄には、箇所数のみを記入すること。
- ④ 一般及びため池関係者は各別とすること。

宮崎県水防本部長 殿

事務所名	出水の状況	水防箇所 箇	実施箇所 河川名	防災実施の日時 及び終結の日時	出動	人員	水防作業の概要
					水防団員 消防団員 県消防要員 その他 合計	人 人 人 人 人	
水防の 効果	水防の 効果	効果	所要経費概要	使用資材及び	経費	備考	
							被害
堤防	m	m	円	主要資材			
田畑	町	町	円				
家屋	戸	戸					
鉄道	m	m					
道路	m	m		その他資材			

(注) イ 土木事務所は、各水防管理団体から提出された2号報告書を集計して様式1号を作成し、それぞれ2部添えて水防本部長(河川課経由)に提出すること。





**令和〇年台風第〇号における水防活動  
(宮崎県〇〇市消防団・令和〇年8月〇日～〇日)**

様式第3号

**概要**

〇〇市消防団は、令和〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土の積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土の積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所  
地図

## 第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

### 第1節 洪水ハザードマップ

村は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布する。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、村のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にする。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### 第2節 予想される水災の危険の周知等

村は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

また、把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布等により公表し、住民に周知するよう努める。

### 第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを村に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。[資料編 資料19 要配慮者利用施設の名称、収容能力等 参照]

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

### 第4節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用が認められるものを指定した地区である。

水防管理者が浸水被害軽減地区を指定した場合は、速やかに本計画に記載する。